

(重点事項)

1. HACCPの制度化について	2
2. 牛海綿状脳症 (BSE) 対策について	6
3. 食品用器具及び容器包装の規制に関する検討について	9
4. 水道事業関係予算について	11
5. 水道事業の基盤強化に向けた水道法の改正等について	13
6. 民泊新法及び旅館業法改正について	16
7. 理容業・美容業に関する規制改革について	18

(生活衛生・食品局食品安全部の予算案の概要)

平成29年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要	19
-------------------------	----

(連絡事項)

1. 輸入食品の安全確保対策について	
(1) 輸出国における衛生対策	27
(2) 輸入時 (水際) における衛生対策	28
2. 食品の安全確保対策について	
(1) 食中毒発生時・予防対策	30
(2) 食品等の監視指導	35
(3) 食肉・食鳥肉の安全対策	36
(4) 食品中の放射性物質への対応	41
(5) 輸出食品対策	42
3. 食品に関する規格基準の策定等について	
(1) 食品中の残留農薬等の対策	45
(2) 食品中の汚染物質等の対策	47
(3) 食肉等の生食に関する対応について	49
(4) 食品添加物の対策	50
(5) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策	54
(6) 健康食品の安全性確保	55
(7) 遺伝子組換え食品等の安全性確保	58
4. その他食品関係	
(1) カネミ油症対策	60
(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力	62
(3) 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション	63

5. 水道行政について

- (1) 適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
- (2) 広域連携、官民連携の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6
- (3) 水道事業者等への指導監督について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8
- (4) 水道水質管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 9

6. 生活衛生行政について

- (1) 生活衛生関係営業等への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3
- (2) 火葬場における有害化学物質について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5

(重 点 事 项)

1. HACCPによる衛生管理の制度化について

従前の経緯

- 食品の衛生管理への HACCP(ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point)の導入については、平成5年に食品の国際規格を定めるコーデックス委員会（国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間組織）において、ガイドラインが示されてから20年以上が経過し、先進国を中心に義務化が進められてきた。HACCPによる衛生管理は、我が国から輸出する食品にも要件とされるなど、今や国際標準となっている。このような状況を受け、平成28年3月から「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」において、HACCPの制度化の枠組みについて検討を行い、同年12月に本検討会の最終とりまとめを公表したところであり、概要については、以下のとおり。

【現状】

- ・食品衛生管理の国際標準である HACCP は先進国を中心に義務化されている。
- ・食中毒事件数は下げ止まりの傾向が見られており、今後の高齢化による食中毒リスク増加も懸念される。金属等の危害性のある異物混入による回収告知件数が増加傾向にある。
- ・多くの食中毒の原因は一般衛生管理の実施の不備によるものである。
- ・食品流通の更なる国際化、東京オリンピック・パラリンピック等を見据え、我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。

【趣旨】

- ・国内の食品の安全性の更なる向上には、HACCPによる衛生管理の定着を図る必要がある。
- ・HACCPによる衛生管理の考え方は、これまでの衛生管理と全く異なるものではなく、事業者が自ら考えて安全性確保の取組を推進するものである。
- ・フードチェーン全体で取り組むことにより、各段階で関わる食品等事業者のそれぞれの衛生管理の取組・課題が明確化される。これにより、フードチェーン全体の衛生管理が「見える化」され、食品の安全性の向上につながる。
- ・あわせて、施設設備の衛生管理等の一般衛生管理の着実な実施が不可欠である。
- ・食品ごとの特性や、事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で着実な取組を推進する必要がある。

【制度のあり方の方向性】

- ・基本的な考え方
一般衛生管理をより実効性のある仕組みとするとともに、HACCPによる衛生管理の手法を取り入れ、我が国の食品の安全性の更なる向上を図る。
- ・対象事業者

フードチェーンを構成する食品の製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者を対象とする。

- ・衛生管理計画の作成

食品等事業者は、一般衛生管理及び HACCP による衛生管理のための「衛生管理計画」を作成する。

- ・HACCP による衛生管理の基準

基準 A : コーデックス HACCP の 7 原則を要件とするもの。

基準 B : 一般衛生管理を基本として、事業者の実情を踏まえた手引書等を参考に必要に応じて重要管理点を設けて管理するなど、弾力的な取扱いを可能とするもの。小規模事業者や一定の業種等(注)が対象。

(注) 一定の業種等とは、当該店舗での小売のみを目的とした製造・加工、調理を行っている事業者 / 提供する食品の種類が多く、かつ、変更頻度が高い業種 / 一般衛生管理で管理が可能な業種等
(飲食業、販売業等)

- ・小規模事業者等への配慮

ガイドラインの作成をするとともに、導入のきめ細かな支援を行い、十分な準備期間を設定する等の配慮を行う。

今後の取組

- 最終とりまとめを踏まえ、制度化に向け、平成 30 年の通常国会への改正法案提出に向けて、制度の詳細について検討を進める。
- 基準 A の導入支援
業種ごとに示している手引書及びモデル例を活用し、引き続き普及を図るとともに、HACCP プランの策定のためのウェブツール開発など、より使いやすいマテリアルの提供を検討する。
- 基準 B の導入支援
個別の食品又は業態ごとに、業界団体が事業者の実情を踏まえて策定する使いやすい手引書の調整を行う。本手引書については、事業者に提供するとともに、地方自治体においても、事業者の指導・助言に活用することを想定している。
- 輸出食品及び輸入食品対策
食品の輸出入が増大する現状を踏まえ、食品の安全性の確保に関する輸出国及び輸出先国との連携、協力の強化を図り、制度の同等性の確認等の二国間協議を通じて、生産、製造・加工、流通段階での相互の協力対策の確保を図っていく。
- 人材育成
事業者においては、規模にかかわらず、HACCP に関する知識を有する人材の不足が指摘されており、関係省庁とも協力して、基礎的な知識を持つ人材、事業者で中心とな

って導入を進める人材、指導・助言等ができる人材等、現場のニーズにあった人材の育成を図る必要がある。

食品衛生監視員については、厚生労働省では引き続き、研修の充実等による資質の向上を図り、その体制強化に努めるとともに、厚生労働省が実施している食品衛生監視員向けの研修会と農林水産省が事業者向けに実施している研修会の教材の内容について整合性を図り、事業者と行政の視点の統一化に取り組むこととする。

○ その他

(1) HACCP の制度化に向けて、食品衛生法の要許可 34 業種以外の業種も含め、対象事業者を把握するための仕組みを構築する。また、基準 B の範囲については、従業員数、対象となる食品の業態や業種の特徴等を踏まえ、対象となる業種における実現可能性も十分配慮して、総合的に検討を進めることとする。

(2) 「HACCP 普及推進連絡協議会」、「HACCP チャレンジ事業」及び「地域連携 HACCP 導入実証事業」等の HACCP 普及のための取組を引き続き行う。

※平成 29 年度予算案の HACCP 関連事業の概要

HACCP 技術検討会経費、HACCP 研修等経費、連絡協議会経費、HACCP 普及推進経費、HACCP 導入実証事業経費等

都道府県等に対する要請

○ HACCP 制度化のため、引き続き、HACCP 未導入施設について都道府県等食品衛生監視指導計画に規定するなど計画的な指導を行うようお願いする。なお、総合衛生管理製造過程承認施設、輸出認定施設、自治体の HACCP 認証施設及び FSSC、ISO 等民間認証取得施設など HACCP 導入済み施設については、速やかに、管理運営基準の HACCP 導入型基準適用施設として監視、指導を行うこと。

と畜場、食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）については、食肉処理工程が共通であること、検査員が常駐していることといった食肉処理業に特有の状況や、諸外国においてもコーデックス HACCP が適用されていることから基準 A を適用すべきとされており、特にこれらの施設に対しては、HACCP の早期導入を指導すること。指導にあたっては、輸出認定等において HACCP を導入している事例を参考とすること。

○ HACCP 制度化に合わせ、食品衛生法の営業許可対象業種以外の業種も含め、対象事業者を把握するための仕組みを構築することとしているため、その検討の際は、情報提供や助言・提言等協力をお願いする。

○ HACCP 普及のための人材育成として、厚生労働省では、都道府県等で HACCP を普及する食品衛生監視員の指導者を養成する研修を行っている。都道府県等においても、近隣自治体、地方厚生局との連携・協力を密にし、当該指導者を活用した研修会を実

施し、HACCP 普及のための食品衛生監視員の育成をよろしく願います。

また、管内事業者に対する説明会の開催等、地域におけるHACCP普及推進の活性化に努めるようお願いする。

2. 牛海綿状脳症（BSE）対策について

従前の経緯

- BSE対策を開始して10年以上が経過し、国内外のリスクが低下したことから、最新の科学的知見に基づき、国内の検査体制、輸入条件（米国、カナダ、オランダ及びフランス）といった対策全般について、科学的知見に基づく見直しを行うこととし、平成23年12月に食品安全委員会に諮問し、平成24年10月に1次答申、平成25年5月に2次答申が出された。
- 厚生労働省としては、1次答申に基づき平成25年2月に国産牛の検査対象月齢及びSRMの見直し並びに輸入牛肉（米国、カナダ、オランダ及びフランス）の輸入条件の見直しの実施について、関係省令等を改正するとともに、通知を発出した。また、2次答申に基づき平成25年6月に国産牛の検査対象月齢に係る関係省令を改正（検査対象48か月齢超）した。これに伴い、これまで全都道府県等が行ってきた全頭検査は、省令が施行される平成25年7月に全国一斉に見直された。
 - ① 平成25年2月改正概要
（国内）
 - ・ BSE検査の対象月齢を20か月齢超から30か月齢超に引き上げる。
 - ・ SRMである全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外する。
 - ・ BSE検査の対象となる牛の分別管理についての規定を追加する。（輸入）
 - ・ 米国、カナダ及びフランスから輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を30か月齢以下とし、SRMを扁桃及び回腸遠位部とする。
 - ・ オランダから輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を12か月齢以下とし、SRMを扁桃及び回腸遠位部とする。（月齢条件については、平成27年6月に30か月齢以下に引き上げ。）
 - ② 平成25年6月改正概要
 - ・ BSE検査の対象月齢を30か月齢超から48か月齢超に引き上げる。
- 現在のリスク管理措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会のリスク評価結果では、「2009～2015年には摘発頭数は0となり、以降、日本のBSE発生が極めて低くなる」旨、「当面の間の検証後に発生状況に関するデータを踏まえて検査対象月齢の引き上げの検討が適当である」旨記述されている。
実際、BSE感染牛は発見されておらず、国内のBSEリスクは平成23年の諮問時及び平成25年の答申時に比較してさらに低下していると考えられることから、昨年12月

に以下2点について食品安全委員会に諮問した。

- ・と畜場におけるBSE検査

食用にと畜される健康牛に実施される現行のBSE検査を廃止した場合のリスクの評価。なお、生体検査において神経症状が疑われる等の24か月齢以上の牛に対しては、引き続きBSE検査を実施。

- ・SRMの範囲

と畜場等で除去対象としているSRMについて、現行の範囲から30か月齢超の脊柱、全月齢の扁桃及び回腸遠位部を除外した場合のリスクの評価。

○ 平成28年8月、内閣府食品安全委員会より、「BSE検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。(中略) また、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなければならない。24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要がある。」とする評価結果の通知があった。

○ アイルランドから輸入される牛肉等については平成25年12月に、ポーランドから輸入される牛肉等については平成26年8月に、米国産牛肉の牛肉由来加工食品については平成27年1月に、ブラジルから輸入される牛肉等については平成27年12月に、ノルウェー、デンマーク及びスウェーデンから輸入される牛肉等については平成28年2月に、イタリアから輸入される牛肉等については平成28年5月に、スイス、リヒテンシュタインから輸入される牛肉等については平成28年7月に輸入を再開した。また、平成27年3月には、BSE発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて見直した。オーストリアから輸入される牛肉等については平成29年1月に食品安全委員会より答申がされており、輸入再開に向け、輸入条件の協議を行っている。

○ 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続き、BSE発生国からの牛肉等の輸入手続きを停止している。

※BSE対策の詳細については、厚生労働省生活衛生・食品安全部ホームページを参照。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html

今後の取組

○ 食品安全委員会の評価を踏まえ、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）を改正して、平成29年4月1日より健康と畜牛のBSE検査を廃止する予定としている。ただし、今後も、生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたも

の及び全身症状を呈するものに対するBSE検査は継続する。また、併せてBSE検査費用の国庫補助についても見直しを行う予定としている。

- 食品安全委員会において、SRMの範囲について審議中であり、答申を踏まえて、必要な管理措置を行う予定としている。また、輸入措置の月齢制限のさらなる引き上げについて審議中であり、答申を踏まえて必要な改正の手続を進めることとしている。
- 輸入禁止措置を講じているBSE発生国からの牛肉等のうち、輸出国政府から食品安全委員会の評価に必要な資料が提出された国については、現地調査などの事前調整が終わり次第、食品安全委員会に諮問し、答申を踏まえ、輸入条件の協議等を行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- 健康と畜牛のBSE検査の廃止にあたり、平成25年7月に、健康牛のBSE検査の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げた時と同様に、全国一斉に健康牛のBSE検査が廃止されるようお願いする。
- SRMの管理及びBSE検査に係る分別管理ガイドラインを参考に、各食肉衛生検査所においては、と畜場における分別管理への監視指導をお願いする。
- 引き続き、SRMの除去及び焼却が確実に実施されるよう、農林水産担当部局と連携しつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施するようお願いする。
- BSE対策の見直し等について、消費者、事業者等への適切な情報提供やリスクコミュニケーションの実施をお願いする。

3. 食品用器具及び容器包装の規制に関する検討について

従前の経緯

- 我が国の食品用器具及び容器包装については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条に基づき規格基準が定められている。この規格基準は、安全性に懸念があることが判明した物質等について評価を実施して、規格基準を定めるというネガティブリスト制度を採用している。また、業界の自主基準による管理も実施されていることもあり、これまでに器具及び容器包装を原因とする大きな健康被害が生じたという事例は発生していない。
- 一方、欧米及び中国等では、原則、安全性が評価された物質のみが使用可能となるポジティブリスト制度を採用している。また、韓国、台湾、タイでもポジティブリスト制度の導入に向けた検討を進めている。
- 我が国の器具及び容器包装に関する制度は、国際的整合がとれておらず、安全性に懸念のある原材料の使用が判明した後に規制を行うこととなり対応に時間がかかること、外国で使用が認められていない化学物質が器具及び容器包装に使用されても直ちに規制できないという問題点等がある。
- 器具及び容器包装の規制のあり方については、平成20年度より器具及び容器包装に使用される化学物質の実態調査及び安全性等に係る調査、欧米の規制状況の調査等を行ってきた。その後、平成24年3月2日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（以下、「器具・容器包装部会」という。）において「器具及び容器包装に係る規制の見直し」について検討が行われ、その結果、我が国においてポジティブリスト制度の導入とその法制化を含めた検討会を設置し、検討を進めることとなった。
- この検討会での検討内容については、平成27年6月に、ポジティブリスト制度の導入に向けた課題の整理や現状において実施可能で重要と考えられる施策等に言及した「中間取りまとめ」として、器具・容器包装部会に報告し、厚労省HPに公表した。

今後の取組

- 平成28年8月に「中間取りまとめ」を踏まえて、器具及び容器包装の安全性を高めるための具体的な仕組みを検討することを目的として、学識経験者、消費者、地方自治体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を設置し、主な論点として、1) 我が国の規制のあり方と目指すべき方向性、2) ポジティブリスト制度を導入するとした場合に、当該制度が対象となる器具・容器包装の材質やリスク管理の手法等、事業者間の情報伝達及び製造管理のあり方などについて検討

を進めており、平成28年度末目処に取りまとめを行う予定である。

都道府県等に対する要請

- 検討会に関する資料等については、厚労省HP上に公表しているので、器具・容器包装の規制のあり方の検討状況について、適宜、把握するようにお願いします。

4. 水道事業に係る予算関係について

従前の経緯

- 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成27年度末で37.2%と依然として低い状況にある。
- また、高度経済成長時代の1970年代に集中整備された水道施設は、全国的に更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれる一方、運営基盤の弱い小規模事業者が多いことや、人口減少等により料金収入が減少していることから、水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図る上で、広域化の推進等による運営基盤の強化が喫緊の課題となっている。
- これらの課題に対応するため、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備をより効果的に支援することを目的として、平成26年度補正予算で、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設した。

今後の取組

- 水道施設の整備に関する平成29年度予算案については、他府省計上分を含め、平成28年度予算額の335億円に比べ20億円増額の355億円(106.0%)を計上している。
平成28年度第2次補正予算と平成29年度予算案を合わせた施設整備費の総額では755億円となり、昨年度の620億円と比べ130億円増額(121.8%)となっている。
- 水道事業の基盤強化の方策として、広域化は一つの有力な手段であるが、特に小規模な水道事業体においては水道台帳が整備されていないことにより、資産状況の把握ができず、広域化の阻害要因となっている場合がある。そのため、生活基盤施設耐震化等交付金において、広域連携協議会に参加している水道事業体が、将来的に水道事業運営基盤強化推進等事業により広域化事業を展開することを積極的に意思表示している場合に、台帳未整備の事業体に対し台帳整備に必要となる経費について、平成29年度から3年間を限度として財政支援することとした。
- 簡易水道事業統合については、平成18年度財務省予算執行調査を踏まえて、集中的に取り込んでいただくことを目的に補助制度の見直しを行い、平成19年度から平成28年度までの10年間という期間を区切って、重点的な支援に努めてきたが、市町村の責めに帰さない事由により工期を延長せざ

るを得ない事業については、平成31年度末まで期限を延長することとしており、また、平成28年度までに上水道事業に統合した旧簡易水道施設等についても、統合までに予定していた施設整備の工期を延長せざるを得ない事業が見られたことから、条件に合致する事業については、平成31年度末まで国庫補助を継続することとした。

なお、上記はいずれも平成31年度末まで事業統合や残事業が完了することを前提として延長するものであり、現時点で平成31年度末まで事業統合や残事業の完了が困難であると判断している事業については、延長の対象とはしていない。

- 東日本大震災に係る水道施設災害復旧費については、平成29年度予算案として、各自治体の復興計画において、平成29年度に予定されている施設の復旧に必要な経費の財政支援を行うため、復興庁に108億円を一括計上している。

都道府県等に対する要請

- 平成 28 年度の国庫補助要望については、現実的な執行見込みを踏まえたものとなるよう精査いただいたが、平成 29 年度も同様に予算が大変厳しいことが見込まれるため、今後とも、現在依頼している平成 29 年度要望書のうち、特に生活基盤施設耐震化等交付金に係る分の提出に当たっては、要望額の精査、また、計画的に事業が実施されるよう各関係者とのより一層の連携をお願いする。
また、今年度は平成 28 年度第 2 次補正予算において、水道施設整備費補助金を大幅に獲得できたが、今後も同様の予算が確保できるかは補正予算の編成方針によるところが大きいです。よって、平成 30 年度以降に予定している事業の平成 29 年度への前倒しについて、管下水道事業体に対し対応を行うよう、より積極的な取組をお願いする。
- 生活基盤施設耐震化等交付金については、平成 28 年度から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に交付することとなっている。今後、都道府県に期待される役割が大きくなるため、水道事業の広域化や水道施設の耐震化等を推進し、持続可能かつ強靱な水道が構築されるよう、引き続き地域の実情に応じて弾力的に配分を行うなど、積極的な取組をお願いする。
- 平成 27 年度財務省予算執行調査において、今後の水道事業の安定的な事業運営に向け、中長期的な収支見通しの作成、水道料金設定の考え方や将来の収支見通しについての積極的な情報公開、広域化や民間委託の積極的な推進等について指摘があったところである。各水道事業体においては、引き続きこれらの指摘を踏まえた積極的な取組をお願いする。

5. 水道事業基盤強化に向けた水道法の改正等について

従前の経緯

- 日本の水道は、97.8%（平成26年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、管路をはじめとする水道施設の老朽化、耐震性の不足、職員数の減少、人口減少による料金収入減といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道事業の基盤強化を図ることが喫緊の課題となっている。
また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。
- 厚生労働省では、これまで、新水道ビジョン（平成25年3月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月策定）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきた。
- 加えて、制度的対応についても検討するため、平成27年9月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成28年3月2日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長）を通知した。さらに、平成28年3月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成28年11月22日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」がとりまとめられた。

今後の取組

- 報告書では、水道事業の基盤強化（適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定、広域連携の推進、官民連携の推進）及び指定給水装置工事事業者制度の改善について、以下のとおり今後の水道行政において講ずべき施策の基本的な方向性及び具体的な対応が提言された。

（今後の水道行政において講ずべき施策の基本的な方向性）

- ・ 中長期にわたって事業の持続性を確保する観点から、水道事業の基盤強化に向けて、関係者の責務を水道法の中で明確化。
 - ✓ 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）においては、自らの事業基盤の強化に取り組むよう努めなければならないこと
 - ✓ 都道府県は、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業

者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行うよう努めなければならないこと

- ✓ 国は、水道事業の基盤強化に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者等に対する必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならないこと
- ✓ 国、地方公共団体、水道事業者等及びその他の関係者は、災害時において、相互に連携を図り、協力するよう努めなければならないこと

(課題に対する具体的な対応)

1. 適切な資産管理の推進

- ・水道施設を適切に管理するための台帳の整備、施設の点検を含む維持・修繕を義務付け。
- ・中長期的な水道施設の更新需要・財政収支の見通しを試算し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定める、いわゆるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）により、計画的な施設更新に努めることを法律上位置づける。

2. 持続可能なサービスに見合う水道料金の設定

- ・将来にわたり、健全な経営の下で、安定的な水の供給が確保されるべきことを水道法の体系において明確化。
- ・将来の更新需要等を考慮した料金設定について、中長期的な更新需要・財政収支の見通しの試算を行った場合には公表するよう努めなければならないことを法律上位置づける。

3. 広域連携の推進

- ・都道府県は、広域連携の推進役を担い、広域連携を推進する協議の場を設けることができることを法律上明確化。
- ・国が定める水道事業の基盤強化を図るための基本方針に基づき、都道府県は水道事業の基盤強化に関する計画を策定することができることを水道法の体系に追加。

4. 官民連携の推進

- ・公共施設等運営権方式（コンセッション方式）が現実的な選択肢となり得るよう、法制的に必要な対応を措置。

※PFIの一類型で水道に係る資産を自治体が所有し、自治体と民間企業の契約により、民間企業が水道事業の運営権を獲得する制度

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

- ・資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入。

- 報告書を踏まえ、平成29年通常国会において改正法案の提出を目指し、水道事業の基盤強化に必要な制度的対応等について検討を進めている。

都道府県等に対する要請

- 都道府県及び水道事業者等におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、平成 28 年 3 月 2 日の 2 つの通知を踏まえ、引き続き水道事業の基盤の強化のために必要な対応をよろしく願います。
- ・水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
 - ・都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。

6. 民泊新法及び旅館業法改正について

従前の経緯

- 民泊サービスに関しては、昨年6月2日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、「適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、早急に法整備に取り組む。新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度とする」こととされた。
- また、観光庁と共同で立ち上げた「民泊サービスのあり方に関する検討会」の最終報告書が昨年6月20日に取りまとめられた。

今後の取組

【民泊新法について】

- 検討会最終報告書を踏まえ、主に以下のような制度設計を検討しており、旅館業法とは別の法律として、民泊新法を国土交通省と共管で国会に提出する予定であり、改正内容等必要な情報については適宜、情報提供する予定である。
 - ① 「住宅を活用した宿泊サービスと位置付け、一定の要件の範囲内で実施するもの」とするため、一定の要件として、年間提供日数に上限を設け、半年未満（180日以内）の範囲内で適切な日数を設定することや住居専用地域での実施を可能としつつ、地域の実情に応じて条例により禁止することができること
 - ② 類型として、「家主居住型」と「家主不在型」の2つに分類し、住宅提供者の行政庁への届け出や、宿泊者1人当たり3.3㎡以上の客室面積を有することを共通の基準とし、「家主不在型」については、行政庁に登録を行った「管理者」に管理を委託すること
 - ③ 利用者と住宅提供者等を仲介する「仲介事業者」については、行政庁への登録を行わせること

【旅館業法改正について】

- 検討会の最終報告書を踏まえ、「ホテル営業」と「旅館営業」の区分を一本化することや無許可営業者に対する対応（無許可営業者に対する報告徴収等の創設や罰金の引き上げ）を中心に検討を進めており、本年度中に旅館業法の一部を改正する法律案を国会に提出する予定である。必要な情報については適宜、情報提供する予定である。
- なお、平成28年12月6日の規制改革会議において、旅館業法に基づく構造設備基

準等に対する意見が決定された。構造設備基準等の見直しについても、旅館業法改正を踏まえた内容にするため、必要な情報については適宜、情報提供する予定である。

都道府県等への要請

- 旅館業法の遵守について周知徹底を図るため、管轄地域の実態を把握した上で、旅館業法に関する正しい情報の発信や適切な指導等に努められたい。

7. 理容業・美容業に関する規制改革について

従前の経緯

- 平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、本年度中に以下の 2 について検討・措置を行うこととされた。
 - ① 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくなるための措置
 - ② 現場のニーズに、より即した理容師・美容師を養成する観点から、理容師及び美容師の養成課程の教育内容や国家試験のあり方
- これらの課題の検討を行うため、平成 27 年 11 月に「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」を立ち上げ、昨年 12 月に同検討会の報告書が取りまとめられた。

今後の取組

- 検討会報告書を踏まえ、理容師・美容師の養成に関する基準や国家試験に関する取扱いに関する省令等の改正を平成 28 年度中に行う予定であり、作業の進捗状況については、必要に応じ、各自治体に情報提供することとしている。また、施行にあたっては、養成施設における体制整備等に必要な期間等を考慮し、十分な期間を設けることとしている。

都道府県等への要請

- 今回の改正により、理容師養成施設及び美容師養成施設における体制整備等の変更も生じるため、引き続き、適時適切な指導等に努められたい。

(生活衛生・食品安全部 の予算案の概要)

平成29年度生活衛生・食品安全関係予算（案）の概要

平成28年12月
厚生労働省生活衛生・食品安全部

※他府省、他局計上分を含む

1. 食の安全・安心の確保など

127億円（120億円）

(1) 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進

【一部新規】

1,259百万円（1,114百万円）

残留農薬の基準設定について、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量（ARfD）（※）を考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、残留基準の適否を確認する分析法の開発を推進する等、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。さらに、残留農薬や食品添加物について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制を強化する。

※急性参照用量（ARfD）：急性参照用量（ARfD）：ヒトがある物質を24時間または、それより短時間の間の経口摂取を行っても、健康に悪影響が生じないとされる体重1kg当たりの摂取量

(2) HACCP の義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等【一部新規】

262百万円（238百万円）

食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、国内のHACCP（※）の義務化を含めた制度改正に向け、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する。また、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による衛生証明書等の輸出関連手続きを電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行う。

※HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）

：食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

(3) 検疫所における水際対策等の推進

10,086百万円(9,514百万円)

①訪日外国人旅行者の急増に伴う検疫体制の強化【一部新規】

10,086百万円の内数(9,514百万円の内数)

「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数の目標(2020年に4000万人)に向けて、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人員の確保や患者搬送車両等の物的体制の整備を行うことにより、訪日外国人旅行者の急増を踏まえた検疫体制を確保する。

②輸入食品の監視体制の強化

10,086百万円の内数(9,514百万円の内数)

我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する。

(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

1,122百万円(1,131百万円)

①食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

②食品の安全の確保に資する研究の推進

686百万円(695百万円)

食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

③カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

427百万円(427百万円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築【一部新規】

359億円（339億円）

※他府省計上分を含む

老朽化施設の計画的な更新、簡易水道の統合の推進、水道施設の耐震化の推進等、緊急性・必要性の高い事業について支援を行うとともに、広域化推進に資する施設台帳整備及び施設整備への支援を行うなど、将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図る。

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

41億円（36億円）

旅館・ホテル、飲食店等の生活衛生関係営業においても、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などを控え、急増する訪日外国人旅行者への対応に取り組む生活衛生関係事業者への支援を行うとともに、引き続き、衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

4. 復興関連施策（復興庁計上）

- 食品中の放射性物質対策の推進 97百万円（98百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

- 水道施設の災害復旧に対する支援 108億円（151億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成29年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- 被災した生活衛生関係事業者への支援 3.6億円（4.3億円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

平成29年度 生活衛生・食品安全関係予算(案)総括表

1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予 算 (案) (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B) - (A)	対 前 年 度 比 率 (B) / (A)
1 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,114 > 1,114	< 1,259 > 1,259	< 145 > 145	113.0% 113.0%
(1) 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 958 > 958	< 1,113 > 1,113	< 155 > 155	116.2% 116.2%
(2) 食品用容器包装などの安全確保対策の推進	< 80 > 80	< 81 > 81	< 1 > 1	101.3% 101.3%
(3) 食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 51 > 51	< 40 > 40	< △ 11 > △ 11	78.4% 78.4%
(4) 健康食品の安全確保対策の推進	< 25 > 25	< 25 > 25	< 0 > 0	100.0% 100.0%
2 HACCPの義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進	< 238 > 216	< 262 > 240	< 24 > 24	110.1% 111.1%
(1) 食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 164 > 151	< 163 > 150	< △ 1 > △ 1	99.4% 99.3%
(2) 輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 75 > 65	< 99 > 89	< 24 > 24	132.0% 136.9%
3 検疫所における水際対策等の推進	< 9,514 > 9,514	< 10,086 > 10,086	< 572 > 572	106.0% 106.0%
(1) 訪日外国人旅行者の急増に伴う検疫体制の強化	< 9,514 > 9,514	< 10,086 > 10,086	< 572 > 572	106.0% 106.0%
(2) 輸入食品の監視体制の強化	< 9,514 > 9,514	< 10,086 > 10,086	< 572 > 572	106.0% 106.0%
4 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,131 > 436	< 1,122 > 436	< △ 9 > 0	99.2% 100.0%
(1) 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(2) 食品の安全の確保に資する研究の推進	< 695 > 0	< 686 > 0	< △ 9 > 0	98.7% —
(3) カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 427 > 427	< 0 > 0	100.0% 100.0%
合計(一般会計)	< 11,998 > [6,506] 11,280	< 12,730 > [6,990] 12,020	< 732 > [484] 741	106.1% 107.4% 106.6%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

食品中の放射性物質対策の推進	98	97	△ 1	99.0%
----------------	----	----	-----	-------

- 注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。
 ②. 上段< >は他局計上分を含む。
 ③. 3には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の [] は検疫所の人件費分。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考	
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 33,926> 24,197	< 35,927> 25,991	1,794	107.4%		
1. 施設整備費等(※)	< 33,807> 24,078	< 35,820> 25,884	1,806	107.5%	平成28年度第2次補正予算において、水道施設の耐震化対策等を推進するため400億円を計上	
(1)水道施設整備費補助	< 20,366> 10,643	< 18,479> 8,549	△ 2,094	80.3%		
(2)指導監督事務費	< 56> 50	< 56> 50	0	100.0%		・指導監督事務費 50
(3)補助率差額	2	2	0	100.0%		・北方領土隣接地域振興等事業補助率差額 2
(4)災害復旧費(東日本大震災を除く)	350	350	0	100.0%		・水道施設災害復旧事業 350
(5)調査費	33	33	0	100.0%		・水道施設整備事業調査費等 33
(6)生活基盤施設耐震化等交付金	13,000	16,900	3,900	130.0%		・生活基盤施設耐震化等交付金 16,900
2. 水道安全対策等	119	107	△ 12	89.9%	1. 水道水源水質対策の推進 10 2. 新水道ビジョンの推進 50 水道産業国際展開推進事業費 23 水道水質管理向上に関する検討調査費 4 官民連携等基盤強化支援事業費 11 新水道ビジョンに基づく水道事業基盤強化の検討調査費 5 水道施設強靱化推進事業 7 3. 水質管理等強化の推進 14 4. 給水装置対策の推進 20 5. その他(国際分担金など) 13	

(※)上段< >は他府省計上分を含む。

＜東日本大震災復興特別会計＞

(単位:百万円)

事 項	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
水道施設の災害復旧に対する支援	15,077	10,821	△ 4,256	71.8%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 10,821

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 (B)/(A)	備 考
生活衛生関係営業の活性化や振興など	3,555	4,130	575	116.2%	
1 生活衛生関係営業対策	3,548	4,123	575	116.2%	
(1) 生活衛生営業対策費	1,052	1,067	15	101.4%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,028	1,043	15	101.5%	⑨ 生活衛生関係営業インバウンド対策 強化事業 18
イ その他	25	25	0	100.0%	
(2) 生活衛生金融対策費	2,496	3,056	560	122.4%	株式会社日本政策金融公庫補給金 〔貸付計画額: 1,150億円〕
2 建築物等環境衛生対策	7	7	0	100.0%	
(1) シックハウス対策費	7	7	0	100.0%	※平成29年度シックハウス対策予算につい ては、左記のほか他部局において57百万 円を計上。
(2) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係業者への支援 (復興庁計上)	428	355	△ 73	82.9%	
株式会社日本政策金融公庫出資金	428	355	△ 73	82.9%	

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。

(1) 輸出国における衛生対策

従前の経緯

- 輸出国における衛生対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び発生防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図るほか、必要に応じ、担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査、我が国における食品衛生規制を周知するための説明会等を実施している。
- 日中間については、「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を閣僚級で策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施している。
- 平成27年度は、インドネシア、ドイツ、フランス及びベトナムについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。
また、オーストラリア産二枚貝及びフィリピン産マンゴー並びにイタリア産、オーストラリア産、オーストリア産、カナダ産、スイス産、スウェーデン産、デンマーク産、ノルウェー産、ブラジル産、米国産及びリヒテンシュタイン産牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。
その他、海外での問題発生情報等に基づく緊急対応等のため、二国間協議又は書簡交換を行った。
- 平成28年度は、12月末時点で、シンガポールについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。
また、韓国産ひらめ、スウェーデン産牛肉、米国産牛肉及びポーランド産牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。

今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証を行うほか、問題発生未然防止を図るため、主要な輸出国に対し、計画

的に現地調査を行い、輸出国における関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行うとともに、輸出国の政府担当者や食品等事業者に我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。

- 平成29年度輸入食品監視指導計画案については、1月～2月の間にパブリックコメント手続を実施するとともに、1月24日に東京、1月30日に大阪で意見交換会を開催する。

(2) 輸入時（水際）における衛生対策

従前の経緯

- 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、モニタリング検査における違反の検出等に照らして違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。
(注) モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。
- 平成27年度には、約226万件の輸入届出に対して、195,667件（モニタリング検査52,211件（延べ97,187件）、検査命令58,874件、指導検査等93,272件の合計から重複を除いた数値）を実施し、そのうち、858件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 平成28年度上半期には、約116万件の輸入届出に対して98,172件（モニタリング検査29,387件、検査命令27,641件、指導検査等45,285件の合計から重複を除いた値）を実施し、そのうち、358件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

今後の取組

- 引き続き、検疫所において、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施する。
また、厚生労働省において、前年度のモニタリング検査の結果等を勘案して、平成29年度の「輸入食品監視指導計画」を策定する。具体的には、これまでの対策を継続して実施するとともに、モニタリング検査において従来よりも検査結果が判明する期間を短縮できる試験法の導入をはじめ検査機器の整備等を実施することで検査体制の充実を図る。また、モニタリング検査にて法違反が判明した際に速やかな流通状況調査、回収措置等が行えるよう、輸入者に対して販売計画の提出を指導する。さらに、我が国のHACCP制度化を見据え、輸出国におけるHACCPの導入状況を調査することとしている。

- そのほか、輸入食品監視業務の効率化を図るため、輸入食品監視支援システム (FAINS) の機能性の向上を図るとともに、輸入者等の依頼を受けた登録検査機関の検査が適切に実施されるよう、地方厚生局を通じた登録検査機関に対する指導監督の徹底に努めることとしている。

都道府県等に対する要請

- 次に掲げる 3 点をお願いする。
 - ① 国内で流通する輸入食品については、「輸入食品監視指導計画」のほか、厚生労働省ホームページに掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。
また、食中毒調査支援システム (NESFD) において、輸入者ごとの輸入状況、検査状況の確認が可能であるので、関係事業者の監視指導に活用すること。
 - ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省、関係都道府県等に連絡すること。
 - ③ 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。

2. 食品の安全確保対策について

(1) 食中毒発生時・予防対策

ア 感染症担当部局等や関連自治体との連携

従前の経緯

- 食品や水を媒介とするノロウイルス、腸管出血性大腸菌等を原因とする感染症又は食中毒事案は、食品衛生担当部局、感染症担当部局及び水道担当部局等とが連携して対応することを必要とする。また、広域に発生した食中毒事案は、関係自治体が連携して対応することを必要とする。
- 「食中毒処理要領」等において、食中毒患者等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）で規定される疾病に罹患しているものと疑われる場合には、食品衛生担当部局が感染症担当部局との間で情報を共有し調査を実施するよう、都道府県等に要請している。
- 昨年、野菜調理品（きゅうりのゆかり和え）や冷凍メンチカツを原因食品とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒事案など患者発生施設や流通ルートが複数の自治体にまたがる広域散発食中毒事例が発生しており、被害拡大防止のための迅速な公表等のため、自治体間の連携及びコミュニケーションが重要となっている。
- 本シーズンは、直近の第49週（12月5日～12月11日）において、感染症発生動向調査における感染性胃腸炎患者の報告数が過去5年間で最も流行した平成24年のピーク時に迫る水準となっていることから、「感染性胃腸炎の流行状況を踏まえたノロウイルスの感染予防対策の啓発」を平成28年11月22日に加え、平成28年12月21日にも行った。

都道府県等に対する要請

- 感染症担当部局等との連携を強化するため、引き続き次に掲げる3点をお願いする。
 - ① 食品衛生担当部局においては、感染症法の規定に基づいて把握された情報を感染担当部局より入手し、食品が感染の経路と推定される事案や、一般に食品を媒介とする病原体（腸管出血性大腸菌、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、A型肝炎、E型肝炎等）によるものと疑われる事案について、食中毒として対応する必要がないかどうかを十分に検討するとともに、食品衛生担当部局と感染症担当部局の連携による共同調査体制を整備するなど、食中毒調査に係る初動対応の迅速化を図ること。

- ② 一般に食品を媒介とする病原体（サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、A型肝炎、E型肝炎等）を検出したときは、食中毒の広域散発発生との関連性の有無を確認するため、菌株等を国立感染症研究所へ迅速に送付すること。
 - ③ 上記の通り、本シーズンの感染性胃腸炎の流行状況を踏まえ、感染症担当部局等となお一層連携し対応すること。
- また、関係自治体との連携を強化するため、引き続き次に掲げる2点をお願いする。
- ① 緊急事態が発生した場合に備え、近隣の自治体との協力の具体的内容をあらかじめ確認する等、危機管理体制について見直すこと。
 - ② 食中毒事件の公表及び調査結果の取りまとめについては、食中毒処理要領等に基づき、推定を含む原因施設を所管している自治体を中心となって対応すること。その他の自治体は、原因施設を所管している自治体の求めに応じて情報提供を行うなど、必要な協力を行うこと。

イ 食肉等による腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒対策

従前の経緯

【結着肉等】

- 平成22年3月に、結着等の加工処理を行った食肉（いわゆる成形肉）の加熱処理が不十分であったため、腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が広域に発生したことを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において「腸管出血性大腸菌O157による広域散発食中毒対策について」を取りまとめた。これを踏まえ、各都道府県等に対し、食肉処理施設や飲食店等における衛生管理の徹底について要請した。
- 平成24年6月には「ご注意ください！お肉の生食・加熱不足による食中毒」、「O157やO111などによる食中毒に注意！～食中毒の発生しやすい季節です～」を政府広報等に掲載し、腸管出血性大腸菌O111、O157による食中毒に対する注意喚起を実施した。
- 平成25年12月には、成形肉が原料に使用された特定加熱食肉製品の食品衛生法第11条違反事例や、飲食店において成形肉の加熱不十分が原因と推定される腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が確認されたことを受け、食肉製品の規格基準の遵守及び成形肉の取扱いについて、再度、周知徹底を自治体に依頼した。
- 平成28年11月には、家庭調理用の冷凍メンチカツ製品を喫食したことによる腸管出血性大腸菌O157食中毒事例が広域に発生したことを受け、事業者に対しては適切な

表示を、消費者に対しては十分な加熱や交差汚染防止について注意喚起を行うよう、再度、周知徹底を自治体に依頼した。

【カンピロバクター食中毒】

- カンピロバクターを原因とする食中毒については、主な要因は、未加熱又は加熱不足の肉、牛レバー等の摂取及び食肉から他の食品への二次汚染となっている。これを踏まえ、平成19年3月に、「カンピロバクター食中毒予防について（Q&A）」を策定して関係機関に周知し、本年6月に知見の進展等に対応して更新を行った。
(注) 食品安全委員会は、鶏肉を始めとする畜産物中のカンピロバクタージェジュニ／コリに関する食品健康影響評価を実施した。
- 昨年5月には、屋外イベントで提供された加熱不十分な鶏肉（鶏肉の寿司）によって2会場合計で患者数875名のカンピロバクターによる大規模食中毒が発生した。これを受けて、夏期一斉取締りを機に飲食店営業者向け及び消費者リーフレットを作成し、改めて食中毒予防に努めた。
- 厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究」において、食鳥肉の生産・処理・流通の各段階におけるカンピロバクター汚染低減手法について、表面焼烙、急速冷凍処理等の汚染低減効果に関する科学的知見を集積した。
- 平成28年度は、先進的に食鳥肉のカンピロバクター対策に取り組む都道府県等が中心となり、地域内の事業者等と連携してカンピロバクター低減策を実証する「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を4自治体において行っており、食鳥処理場における過酢酸製剤等の殺菌剤の使用及び鶏肉の冷凍処理について実証試験しているところである。

今後の取組

- 牛のその他の内臓、鶏肉等の生食については、公衆衛生上のリスクの大きさを踏まえ、今後の取扱いについて検討することとしている。
- カンピロバクター汚染低減に資する衛生管理手法に関し、厚生労働科学研究において、引き続き、科学的知見を集積することとしている。
- 平成29年度予算案についても、平成28年度に引き続き、「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を計上している。

都道府県等に対する要請

- 特定加熱食肉製品の製造基準に記載されている肉塊は、食肉（内臓を除く。）の単一の塊であって、成形肉は原料として用いることはできないため、規格基準の遵守に

ついて周知徹底すること。

ウ 寄生虫を原因とする食中毒対策

従前の経緯

- 平成23年4月に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・乳肉水産食品合同部会において、これまでの知見について審議が行われ、ヒラメ及び馬肉の取扱いに関連すると考えられる事例については、ヒラメに寄生する*Kudoa septempunctat* (以下「クドア」という。)及び馬に寄生する*Sarcosistis fayeri* (以下「サルコシスティス」という。)の関与が強く示唆されるとの提言を受けて、平成23年6月に当該寄生虫を原因とする事例について、食中毒として扱うよう通知した。
- 平成24年12月に、近年の食中毒の発生状況に鑑みて、食品衛生法施行規則様式第14号食中毒事件票を改正し、「クドア」、「サルコシスティス」、「アニサキス」及び「その他の寄生虫」を追加した。
- また、輸入食品に係る食中毒事件への対応に関して、食中毒の原因となったヒラメの養殖業者については、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施している。
- クドアを原因とする食中毒の発生防止については、生産段階における適切な衛生管理が重要であり、農林水産省及び水産庁によるクドアがヒラメに寄生することを防止する取組の結果、近年、食中毒数は低下している。
- なお、クドア食中毒様の症状を示す原因不明食中毒について、原因微生物の推定等について研究を行っている。
- また、昨年12月に、加熱不十分な「熊肉のロースト」を喫食したことによる旋毛虫（トリヒナ）食中毒が発生した。これを受けて、野生鳥獣肉による食中毒の発生を防止するため、中心部まで十分な加熱をした上で喫食すること等について、改めて関係事業者及び消費者への指導を行うよう通知した。

今後の取組

- 韓国産ヒラメの輸入時の検査を適切に実施するとともに、輸出国に対し、食中毒の原因となったヒラメに寄生するクドアの原因究明及び再発防止対策等について、引き続き衛生対策の推進を要請する。

都道府県等に対する要請

- 引き続き次に掲げる2点をお願いする。

① 病因物質不明事例において、原因物質特定に係る調査、研究が重要であることから、引き続き、平成27年7月2日事務連絡「食中毒調査に係る病因物質不明事例の情報提供について」に基づき、当該事例が発生した際には、患者の発症状況、喫食量、生産段階までの調査結果について情報提供いただきたいこと。

① 食中毒の原因食品について特定（推定を含む）した際には、十分な生産地や流通調査を実施し、国産品であった場合については当該生産自治体あて、輸入食品であった場合については国内における輸入食品等違反発見連絡票にて監視安全課あて、速やかに報告いただきたいこと。

エ ノロウイルスを原因とする食中毒

従前の経緯

○ 例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生しているため、次に掲げる措置を講じている。

① 平成28年11月に、「ノロウイルスに関するQ&A」を改定して手洗いの励行、食品取扱時の汚染防止、糞便や吐物の適切な処理、食品の十分な加熱等の対策を重点的に記載し、その内容を関係機関に周知した。

② 平成28年7月に、国立医薬品食品衛生研究所において実施された「ノロウイルスの不活化条件に関する調査」の結果を踏まえ、塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤を使用する際の留意点等を追加し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改定して関係機関に周知した。

○ （再掲）本シーズンは、直近の第49週（12月5日～12月11日）において、感染症発生動向調査における感染性胃腸炎患者の報告数が過去5年間で最も流行した平成24年のピーク時に迫る水準となってることから、「感染性胃腸炎の流行状況を踏まえたノロウイルスの一層の感染予防対策の啓発」を平成28年11月22日に加え、平成28年12月21日にも行った。

○ ノロウイルス食中毒調査の検証等の一環として、国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所の協力を得て、食中毒患者数が多い事案、食中毒の探知から処分までに日数を要している事案等を中心に関係都道府県等から食中毒調査についてヒアリングした結果を踏まえ、平成28年11月にノロウイルスに関する食中毒調査の留意事項を通知した。

都道府県等に対する要請

○ 引き続き、次に掲げる6点をお願いする。

- ① ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食中毒か感染症かの判断を行う前に、食品衛生担当部局と感染症担当部局においては発生当初から情報を共有するとともに、疫学的な調査マニュアルに基づいて科学的に共同調査を行うこと。
- ② ノロウイルス食中毒が発生した際には、病因物質、原因施設、原因食品、原因食材、汚染源、汚染経路等について、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」に基づき調査を実施し、その結果、食中毒と判断する場合には、ノロウイルス感染者との濃厚接触、ノロウイルス感染者の糞便若しくは嘔吐物による塵埃又は環境を介した感染等でない根拠を明確にすること。
- ③ 仕出し屋、飲食店及び旅館等におけるノロウイルスによる食中毒が多発している。これらの原因の多くは、ノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染源と推察されていることから、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「ノロウイルスに関するQ&A」等を参考に、食品等事業者や調理従事者の衛生管理等について監視指導を行うとともに、予防法の周知、発生防止対策等の衛生教育を充実すること。また、地域住民に対してはノロウイルスに関する正しい知識について情報提供すること。
- ④ 加熱が必要な食品を非加熱又は加熱不十分な状態で若齢者、高齢者その他抵抗力が低い者に対し提供しないよう事業者に対し指導すること。
- ⑤ 二枚貝等の生産自治体においては、「生食用かきを原因とするノロウイルス食中毒防止対策について」（平成22年1月22日付け食安監発0122第1号）に基づき、食品衛生担当部局と水産担当部局とが連携して食中毒の発生防止に努めること。
- ⑥ 平成28年11月24日付け生食監発1124第1号「ノロウイルスによる食中毒の予防及び調査について」を参考にノロウイルス食中毒を調査すること。

（2）食品等の監視指導

ア 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。
- 以前、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や不適切な検査方法による検査の実施に起因して誤った検査成績書を発出したため、本来回収を必要としない食

品が回収されるに至った事例も見受けられた。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成 20 年 7 月 9 日付食安監発第 0709004 号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、お願いする。

イ 農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導

従前の経緯

- 農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導に関しては、「食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について」（平成18年 5 月 29 日付け食安監発第0529001号）において監視指導に係る留意事項を示している。
また、違反者の名称等の公表に関しては、「食品衛生法第 63 条に基づく法違反者等の名称等の公表について」（平成 18 年 5 月 29 日付け食安発第 0529004 号）を発出している。

（3）食肉・食鳥肉の安全対策

ア 食肉衛生対策

従前の経緯

- 毎年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査において、牛、豚等の枝肉の一般細菌数及び大腸菌群等の調査を実施している。
- と畜場法施行規則を平成 26 年 4 月に改正し、従来の基準に加え、CODEX の HACCP ガイドラインに基づく基準を設定した。
- と畜・食肉処理における HACCP 導入のための手引書を作成するとともに、と畜検査員を対象としたと畜場における HACCP 導入研修会を開催した。
- 「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会 最終とりまとめ」において、と畜場においては CODEX の HACCP ガイドラインで示された 7 原則を要件とする衛生管理を実施することとされた。

- なお、将来的な HACCP の制度化に際し、と畜場については、食肉処理工程が共通であること、検査員が常駐していることといった特有の状況や、諸外国においてもコーデックス HACCP が適用されていること等を考慮し、コーデックス HACCP の 7 原則に基づく衛生管理を適用すべきとされている。

今後の取組

- 食肉の衛生管理について、と畜場における HACCP の導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- 具体的には、厚生労働科学研究や諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、と畜・食肉処理における危害要因分析や衛生管理に関する具体的な科学的知見について、引き続き都道府県等に対し、ガイドラインや研修会等を通じた情報提供を行っていく。
- また、毎年実施している枝肉の微生物汚染実態調査について、効果的な HACCP の衛生指導に資するよう、これまでのデータの分析を行うとともに、必要に応じて衛生指標や調査方法等の見直しを行い、内容の充実を図る。

都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、規模の大きい未導入のと畜場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、すでに HACCP が義務化されている国や輸出認定等において HACCP を導入している事例を参考とすること。小規模のと畜場にあつては HACCP 導入の手引書等を引き続き活用いただき、きめ細かく指導を行うこと。
- 引き続き、次に掲げる 3 点をお願いする。
 - ① と畜場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、と畜場に対する監視指導を適切に実施すること。
 - ② と畜検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
 - ③ と畜場の枝肉の微生物汚染実態調査において、十分な衛生管理がなされていないと考えられると畜場を管轄する自治体については、枝肉の微生物汚染防止は衛生的な食肉を供給するために重要であることから、と畜処理業者等への監視指導の徹底をお願いする。

イ 伝達性海綿状脳症対策（めん羊及び山羊の取扱い）

従前の経緯

- めん羊及び山羊に係る食肉の処理については、平成16年2月、と畜場法施行規則の一部を改正し、平成17年10月より、次に掲げる措置を講じている。
 - ① 12か月齢以上のめん羊及び山羊に係る頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び胎盤並びにすべての月齢のめん羊及び山羊に係る扁桃、脾臓及び小・大腸（リンパ節を含む。）の除去及び焼却を義務化すること。
 - ② 都道府県等が実施するスクリーニング検査の対象となる疾病としてめん羊及び山羊に係る伝達性海綿状脳症を追加すること。
- めん羊及び山羊について上記対策から10年が経過したことから、平成27年6月に以下2点について食品安全委員会に諮問した。

①国内措置

- ・ 現行の12か月齢超の全てを対象とするスクリーニング検査を廃止。なお、生体検査において何らかの臨床症状を呈するめん羊・山羊については引き続き検査を実施。
- ・ SRMの範囲について、「12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸」とする。

②国境措置

牛肉等について食品安全委員会のリスク評価を受けた国からのめん羊及び山羊の肉及び内臓等について、「輸入禁止」を解除（「12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸」の除去を含む。）

- 平成28年1月、食品安全委員会より、「国内措置及び国境措置ともに、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」とする評価結果の通知があり、評価結果を踏まえて、同年6月にと畜場法施行規則及び伝達性海綿状脳症検査実施要領を改正し管理措置を見直したところである。

今後の取組

- 最新の科学的知見に基づき、必要な管理措置の見直しを行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、と畜場に対する監視指導を実施するに当たっては、めん羊及び山羊に係る食肉を処理するに際して、除去及び焼却の対象となる部位による枝肉及び食用に供される内臓に対する汚染を防止するよう徹底すること。

- BSE対策の見直し等について、消費者、事業者等への適切な情報提供やリスクコミュニケーションの実施をお願いします。

ウ 食鳥肉衛生対策

従前の経緯

- 食鳥処理場における食鳥の処理に際してのカンピロバクター等の微生物による食鳥肉等に対する汚染を防止するため、平成18年3月、標準的なHACCPモデルを示した。
- 食鳥検査法施行規則を平成26年4月に改正し、従来の基準に加え、CODEXのHACCPガイドラインに基づく基準を設定した。
- 食鳥処理・食鳥肉処理におけるHACCP導入のための手引書を作成するとともに、食鳥検査員を対象とした食鳥処理場におけるHACCP導入研修会を開催した。
- 「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」において大規模食鳥処理場においてはCODEXのHACCPガイドラインで示された7原則を要件とする衛生管理を実施することされた。
- 厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究」において、食鳥肉の生産・処理・流通の各段階におけるカンピロバクター汚染低減手法について、表面焼烙、急速冷凍処理等の汚染低減効果に関する科学的知見を集積した。
- 平成28年度は、先進的に食鳥肉のカンピロバクター対策に取り組む都道府県等が中心となり、地域内の事業者等と連携してカンピロバクター低減策を実証する「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を4自治体において行っており、食鳥処理場における過酢酸製剤等の殺菌剤の使用及び鶏肉の冷凍処理について実証試験しているところである。
- なお、将来的なHACCPの制度化に際し、食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）については、食肉処理工程が共通であること、検査員が常駐していることといった特有の状況や、諸外国においてもコーデックスHACCPが適用されていること等を考慮し、コーデックスHACCPの7原則に基づく衛生管理を適用するべきとされている。

今後の取組

- 食鳥肉の衛生管理について、食鳥処理場におけるHACCPの導入推進に必要な技術的支援を行っていく。

- カンピロバクター汚染低減に資する衛生管理手法に関し、厚生労働科学研究において、引き続き、科学的知見を集積することとしている。
- 平成29年度予算案についても、平成28年度に引き続き、「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を計上している。
- 具体的には、厚生労働科学研究や諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、食鳥処理における危害要因分析や衛生管理に関する具体的な科学的知見について、引き続き都道府県等に対し、ガイドラインや研修会等を通じた情報提供を行っていく。
- また、「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」の結果についても情報提供を行っていくので、HACCP プランの作成等参考にされたい。

都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、未導入の大規模食鳥処理場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、民間認証等において HACCP を導入している事例を参考とすること。
- HACCPの導入指導と並行して、実証事業の結果等を参考にカンピロバクターの汚染低減化対策についても指導すること
- 引き続き、次に掲げる6点をお願いする。
 - ① 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。
 - ② 食鳥検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
 - ③ 食鳥業界団体からは、食鳥検査の弾力的運用や食鳥検査手数料の軽減について要望が出されており、必要に応じた民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における食鳥検査の実施や、恒常的に検査に係る手数料収入が経費を上回るような自治体にあつては食鳥検査手数料の見直しを進めるなど、必要に応じ、弾力的な対応に配慮すること。
 - ④ 鳥インフルエンザ対策の一環として、食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施すること。なお、検査で陽性と判断された場合は、農林主管部局と連携し、適切に対応されたい。

- ⑤ 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して、農林主管部局と連携し、鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。
- ⑥ 食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。

(4) 食品中の放射性物質への対応

従前の経緯

- 食品中の放射性物質に関しては、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、原子力災害対策本部と協議の上、平成 23 年 3 月 17 日に原子力安全委員会（当時）により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- その後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会等において、食品安全委員会の食品健康影響評価や、コーデックス委員会の指標が年間線量 1 ミリシーベルトを超えないように設定されていること等を踏まえて、暫定規制値に代わる新たな規格基準の設定の検討を行い、食品から受ける線量の上限を年間 1 ミリシーベルトとなるように放射性セシウムの現行の基準値を設定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行した。
- 地方自治体においては、国が定めたガイドラインを踏まえ、食品中の放射性物質に係るモニタリング検査が実施され、基準値を超えた食品については回収・廃棄や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられている。
- また、国自らも食品の流通段階での買上調査を実施することにより、地方自治体のモニタリング検査の検証を行い、より効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて検査計画の策定・見直しに関し助言を行っている。
- なお、平成 28 年 2 月から 3 月に、全国 15 地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムを測定するマーケットバスケット調査を実施しており、この測定結果によれば、これらの食品を摂取した人が 1 年間に受ける線量は、基準値の設定根拠である年間上限線量 1 ミリシーベルト／年の 1 % 以下であり、極めて小さいことが確認されている。
- リスクコミュニケーションの取組としては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び地方自治体と共催し、全国各地で説明会を開催したほか、現行の基準値については、政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、

幅広く広報を実施してきた。

今後の取組

- 食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドラインについては、関係府省と連携の上リスクコミュニケーション等を活用し、新たな検査体制の方向性について検討を進めている。当該検討結果等を踏まえ、平成 28 年度中に平成 29 年度に向けた食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドライン見直しを行う予定である。
- さらに、今後もマーケットバスケット調査等を行い、食品の安全性の検証に努めていく。
- 今後とも、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、国内外に丁寧に説明していく。

都道府県等に対する要請

- 都道府県や市町村の広報誌などを活用し、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、住民や関係事業者への十分かつわかりやすい広報・周知をお願いする。
- また、引き続き国が定めたガイドラインを踏まえ、効果的・効率的な検査の実施をお願いする。
- さらに、放射性物質検査を実施した際には、速やかに厚生労働省まで報告を行うとともに、検査計画のガイドラインにおける検査対象自治体にあっては、四半期ごとに策定・公表している検査計画についても厚生労働省に提出するようお願いする。

(5) 輸出食品対策

従前の経緯

- 厚生労働省においては、食品の安全確保を担当する立場から、相手国との間で輸出のための衛生要件及び手続を取り決め、必要に応じて都道府県等の衛生部局において、施設の認定、衛生証明書の発行等の業務の実施をお願いしている。
- 「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、我が国の農林水産物・食品の輸出促進が政府全体の施策として掲げられ、さらに「日本再興戦略」改訂 2015 (平成 27 年 6 月 24 日閣議決定)では、「2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標を前倒しして実現することを目指す」とされたところ。その具体化に向け、「農林水

産物・食品の国別・品目別輸出戦略」が策定されている。

- また、昨年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」で取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」において、輸出環境整備の観点からも取組を進めることとされたことを受け、輸出手続の簡素化・迅速化・利便性の向上の観点から昨年6月及び7月に関係要領を改正するとともに、本年度中のNACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の範囲の拡大等に取り組みを進めている。
- 牛肉については、ブラジルとの間で輸出条件に合意したことから、今後、取扱要綱を都道府県あて通知する予定としている。
その他の畜産品では、香港向けアイスクリーム類等について、昨年、衛生証明書様式を都道府県等あて通知し、都道府県等の衛生部局において衛生証明書を発行している。
- 水産食品については、EU、ニュージーランド（二枚貝に限る）、スイス及びノルウェーについては、都道府県等において施設の認定及び衛生証明書の発行、米国については施設の認定を行っている。中国については、厚生労働省による施設登録、都道府県等又は地方厚生局による衛生証明書の発行を行っている。また、ベトナム、マレーシア（エビ、カニ及びそれらの加工品（乾燥又は調味されたものを除く。）に限る。）及びシンガポール（フグに限る。）については、都道府県等において衛生証明書の発行を行っている。
- なお、ブラジル、ロシア、ウクライナ、ナイジェリアへの輸出については登録検査機関、韓国（冷凍魚類頭及び冷凍魚類内臓に限る。）への輸出については、地方厚生局による施設登録及び衛生証明書の発行が必要である。

今後の取組

- 二国間協議の結果、相手国から衛生に係る管理を求められた場合には、輸出に係る手続きを定めた要領等を作成し、通知することとしている。
- 今後とも、輸出先国の法令等について情報収集を行い、輸出手続の実施体制の確保について、必要に応じて自治体等と連携して対応することとしている。
- 食肉の輸出については、口蹄疫の清浄国認定、無視できるBSEリスクの国認定を背景とし、農林水産省が中心となって、オーストラリア、中国、台湾等諸外国に対して輸出解禁要請が行われているところ。また、牛肉以外の畜産物についても、輸出解禁に向けた協議を進めていくこととしている。
- また、水産食品の輸出についても東南アジアやオセアニア等の地域への輸出を希望する声があり、水産庁が中心となって要請が行われているところである。

都道府県等に対する要請

- 輸出関連業務については、地方自治体が地域の産業振興等の観点から各地方自治体の政策判断により実施するものであるものの、政府全体の施策として農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでいるところであり、国と地方自治体が協力して対応していくことが重要と考えていることから、引き続き、関係制度の周知、取扱施設の認定、衛生証明書の発行など、食品の輸出に関する各種手続について、特段のご配慮をお願いする。
- 近年、主要水産県等の関係団体より、EU向け水産食品の輸出促進を図るため水産食品製造等施設の認定手続の迅速化、指導事項の明確化について強い要望があるとともに、日本再興戦略において、EUへ水産食品を輸出する際に必要となる厚生労働省が行う製造施設のHACCP認証手続きの更なる迅速化が求められている。
各自治体においては、平成23年3月2日付け事務連絡「対米、対EU及び対ニュージーランド輸出水産食品に係る施設認定等について」に従い、関係者間で情報共有を行うとともに、施設等に対し迅速な認定に向けた適切な指導・助言を行うよう対応方をお願いする。
- 食肉について、米国等、施設基準を輸出要件とする国向けに施設を新設又は改修する場合にあっては、農政部局が主体となって対応している自治体が多いと伺っているが、後に衛生部局が監視指導するうえで問題とならないよう、衛生部局におかれても計画の段階から積極的に対応いただくようお願いする。
- 今後、輸出解禁要請を行っている国及び既に解禁されている国が我が国の現地調査を実施する機会が増加すると考えられるため、必要に応じて協力いただくようお願いする。
- 昨年、登録外の施設で処理された食肉について衛生証明書の発行申請が行われ、衛生証明書が発行された事例があった。証明書発行後に、管轄自治体はその事実を把握したにもかかわらず、当課への連絡がなく、動物検疫所からの情報提供で判明した。こうした事例については相手国に対し然るべく説明する必要があることから、ただちに当課へ報告いただくようお願いする。
- 衛生証明書の発行申請において電子メール又はNACCSを利用するなど、輸出手続の簡素化・迅速化・利便性の向上の観点から、引き続き協力いただくようお願いする。

3. 食品に関する規格基準の策定等について

(1) 食品中の残留農薬等の対策

ア ポジティブリスト制度の円滑な実施

従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）に係る「ポジティブリスト制度」（農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止する制度）は、平成18年5月29日より施行された。
- ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準値が設定された農薬等については、平成18年以降、計画的に食品健康影響評価を内閣府食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の見直しを進めている。
（注）昨年末現在、累計で693件の農薬等に係る食品健康影響評価を依頼。その結果を踏まえて残留基準を改正した農薬等は328件（残留基準を削除した農薬等79件を含む。）。そのほか、ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等（64件）も含めると、残留基準が設定された農薬等は合計で786件。
- 水質汚染を防止する措置が適切に講じられたにもかかわらず農薬が魚介類に残留する事例が見受けられることや、飼料として給与した稲わら等から農薬が畜産物に移行する可能性があることを踏まえ、魚介類や畜産物への残留基準の設定も進めている。
- 農薬等の残留基準の設定に当たっては、健康への悪影響を防ぐため、従来、慢性影響の指標である一日摂取許容量（ADI）に照らして基準値を設定してきた。一方、国際的には、ADIに加え、急性影響の指標である急性参照用量（ARfD）も考慮して基準値が設定されていることから、我が国においてもこの考え方を導入することとした。
食品安全委員会では、各農薬の評価に際してARfDの設定を順次進めており、厚生労働省においても、平成26年度より、ARfDが設定された農薬について、実際にこれを考慮した残留基準の設定を進めている。
- 残留基準が設定された農薬等については、基準への適合性を判定する試験法について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方衛生研究所等の協力を得て開発している。
（注）昨年末現在、約700件の農薬等に係る試験法を開発済み。
また、各試験機関において、告示及び通知で具体的に定める試験法以外にも、同等以上の性能を有する試験法による実施を可能とするための妥当性評価ガイドラインの一部改正を平成22年12月に行った。

今後の取組

- 今後とも、ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準が設定された農薬等について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼するとともに、食品健康影響評価の終了したものについては、速やかに基準値設定を進める。また、ARFDを考慮した残留基準の設定についても計画的に進めていく。
- あわせて、残留基準の設定された農薬等について、試験法の開発を推進するとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立を目指す。

都道府県等に対する要請

- 農薬等の残留基準に基づき、引き続き、適切な監視指導をお願いする。
- 各自治体の試験機関において、妥当性ガイドラインに沿ってそれぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。

イ 残留農薬等の一日摂取量調査及び残留農薬等検査結果のとりまとめ

従前の経緯

- 従来より、国民が日常の食事を通じてどの程度の残留農薬等を摂取しているかを把握するため、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による残留農薬等の一日摂取量調査を実施している。
- 平成28年度は、15の都道府県等の参画を得て調査を実施中である。
- これまでの調査結果では、農薬等の摂取量については、人への健康影響を防ぐという観点に照らし、問題がないものと認められる。
- また、食品中に残留する農薬等は、監視指導計画等に基づき、都道府県等による国内流通品の検査や検疫所による輸入食品の検査が行われているが、これらの結果については、厚生労働省でとりまとめ公表していることから、都道府県等には検査結果の報告をお願いしている。
- 都道府県等及び検疫所より収集された検査結果を集計したところ、基準値超過の割合は少なく、食品における農薬等の残留レベルは十分に低いことが認められている。

今後の取組

- 平成29年度も、残留農薬等の一日摂取量調査及び残留農薬等検査結果のとりまとめを行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- 残留農薬等の一日摂取量調査及び残留農薬等検査結果の取りまとめについては、残留農薬等のリスク管理施策を進める上での基礎となる重要なものであるため、より多くの都道府県等の参画をお願いする。

(2) 食品中の汚染物質等の対策

ア 清涼飲料水の規格基準の改正

従前の経緯

- 清涼飲料水の規格基準の改正については、平成22年12月及び平成24年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、
 - ・ 規格基準の枠組みの見直しを行うこと（ミネラルウォーター類の規格基準について殺菌・除菌の要否により区分し、化学物質等に係る原水基準を成分規格へ移行すること等）
 - ・ 個別物質について基準値の設定又は見直しを行うこと等を決定した。
- その後、平成25年5月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会及び平成26年1月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での具体的な改正内容についての審議を経て、平成26年12月22日に告示が公布され、同日付けで試験法及び妥当性確認ガイドラインを通知した。
- また、保存基準については、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水のうち、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育しうる微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で除菌を行ったものについても、十分な効力を有する方法で殺菌を行ったものと同様に10℃以下で保存しなければならないとする保存基準の対象外とする改正について、平成26年10月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会及び平成27年5月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での審議を経て、平成27年7月29日に告示が施行された。
- 今年度では、ミネラルウォーター類の成分規格として新たにセレン、ヒ素の改正案について、平成28年11月29日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議

し、了承された。

- また、告示に規定するミネラルウォーター類以外の清涼飲料水のヒ素試験法のうち、有害試薬である臭化第二水銀紙を使用するグットツァイト法を削除することについて、平成28年11月29日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議し、了承された。

今後の取組

- 平成26年12月22日付けの清涼飲料水の規格基準の改正は、食品安全委員会より食品健康影響評価の結果を受けた各物質等について、改正を行ったものである。その後も追加の評価結果が示された物質等については、順次見直しについて審議することとしており、平成28年11月29日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において了承されたミネラルウォーター類のセレン、ヒ素の改正案については、その他の物質等の審議後、所用の手続後に告示改正を行う。
- また、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水の試験法（グットツァイト法）の改正についても、所用の手続後に改正を行う。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、各自治体の試験機関において、妥当性確認ガイドラインに沿って、実施する試験法の妥当性の確認を行うとともに、平成26年12月22日付けの清涼飲料水の規格基準の改正の内容について事業者への周知徹底をお願いする。

イ 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項

現状等

- 魚介類中の水銀については、平成17年11月、「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」及びQ&Aを公表した（平成22年6月に対象魚介類としてクロムツを追加）。
- 我が国における食品を通じた水銀摂取量の平均は、食品安全委員会によって公表された妊婦を対象とする耐容量の6割程度であり、一般には、胎児に対する影響が懸念される状況にない。
- 妊婦等に対し、イルカ・クジラやマグロ類を含む魚介類の種類や量を示すことにより魚食のメリットを活かしつつ、水銀の濃度が高い魚介類を多量に偏食することを避けるよう、求めている。

- 平成22年5月、国立水俣病総合研究センターの調査結果を踏まえ、水銀含有量の高い魚介類を偏って食べることを避けて、バランスの良い食生活を心がけることが重要である旨の多食者に対する項目をQ&Aに追加した。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、魚介類をめぐる風評被害が生じないように配慮しつつ、妊婦等に対する周知徹底をお願いする。
- あわせて、地域によっては、水銀の濃度が高い魚介類を常時多食する習慣も見受けられるため、地域の実情に応じて多食者に対する適正な食生活に関する指導をお願いする。

(3) 食肉等の生食に関する対応について

従前の経緯

- 生食用食肉については、平成10年に衛生基準を定め、都道府県等を通じ、適切な衛生管理を指導してきたところであるが、平成23年4月に富山県等の飲食チェーン店において、食肉の生食が原因と推定される腸管出血性大腸菌食中毒事件が発生した。これを受けて、法律に基づく強制力のある規制として、食品衛生法に基づく生食用食肉の規格基準を策定し、平成23年10月1日から適用している。
- また、牛の肝臓については、過去の食中毒の発生事件数や食中毒菌汚染実態調査結果を踏まえると、生食用食肉よりも腸管出血性大腸菌のリスクが高いことから、その対応について検討することになった。平成23年秋に厚生労働省が実施した汚染実態調査において肝臓内部から腸管出血性大腸菌及び大腸菌が検出され、また、現時点において牛肝臓を安全に生食するための有効な予防対策について見出せないため、これらの新たな知見が得られるまでの間、国民の健康保護の観点から食品衛生法に基づく規格基準を策定し、牛の肝臓を生食用として提供することを禁止することとし、平成24年7月1日から適用している。
- 牛の肝臓以外の内臓、豚、鶏を含むその他の食肉等の生食については、平成25年8月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会で検討を開始した。当該部会の下に「食肉等の生食に関する調査会」を設置し、食肉の種別ごとに危害要因やリスク等を整理し、公衆衛生上のリスクの大きさに応じた対応方策について検討を行った。豚の食肉等についてはE型肝炎ウイルスによる健康被害の重篤性等を鑑み、法的に生食用としての提供を禁止することとされた。これを踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を経て、規格基準を策定し、豚の食肉等を生食用として提供することを禁止することとし、平成27年6月12日から適用している。

今後の取組

- 猪、鹿その他野生鳥獣については生食のリスクは高いが、流通は限定的で公衆衛生全体に与える影響は潜在的であることを踏まえ、生食すべきでない旨を改めて指導・周知徹底する。なお、鶏や馬等については自治体における取組や現在行われている研究結果を踏まえ、今後具体的な対応策を検討することとしている。

都道府県等に対する要請

- 飲食店、大量調理施設等における食肉に関する衛生管理の徹底など、事業者に対する監視指導を適切に実施すること。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、中心部を75℃1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導するとともに、客に対し、加工処理された旨や加熱方法等の必要な情報を確実に提供するよう指導をお願いする。
- 生食用食肉（牛肉）については、これまでの監視指導の結果や認定生食用食肉取扱者等の情報を踏まえ、規格基準の遵守について、監視・指導の徹底をお願いする。
- 特に夜間営業の飲食店について、営業時間内の監視・指導の実施をお願いする。
- 悪質な事案や健康被害をもたらす事案については、その悪質性、広域性を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講ずることをお願いする。
- 動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため生食は推奨しておらず、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣（ジビエ）については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られている。
このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いする。
- 一般消費者に対しては、食肉の加熱調理に際しては、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないよう、注意喚起をお願いする。

(4) 食品添加物の対策

ア 食品添加物の指定

従前の経緯

- 平成14年7月、食品添加物の規制に関する国際的な整合性を図るため、次のいずれにも該当する添加物（「国際汎用添加物」）100品目（香料54品目、香料以外46品目）について、安全性評価及び暴露量評価を実施し、食品添加物として指定する方向で検討する方針が薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会です承された。
 - ① 国連食糧農業機関（FAO）/世界保健機関（WHO）合同食品添加物専門家会議（JECFA）が国際的な安全性評価を実施して一定の範囲内で安全性を確認したこと。
 - ② 食品に使用することが米国、EU諸国等で国際的に広く認められていること。
- これを踏まえ、必要な資料が収集された品目について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の審議を経て食品添加物として指定している（注1）。

（注1）平成28年12月末現在、香料については、イソブタノール等全54品目を指定済み。
香料以外の添加物については、46品目中（β-カロテンが対象より除外されたため、現在は45品目）、ポリソルベート類、加工デンプン等の41品目を指定済み。

- 事業者等の要請に基づく食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日付け衛化第29号）及び「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年5月食品安全委員会）に沿って対応しているところであるが、平成26年9月、指定等要請者等が食品添加物の指定等に係る手続について理解を深めるとともに、要請資料を効率的に作成することを目的としたマニュアルである「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引について」（平成26年9月9日付け食安基発0909第2号）を発出した。
- また、平成26年6月、食品添加物の指定等に係る事務手続を円滑かつ迅速に行うことを目的とした、国立医薬品食品衛生研究所内に食品添加物指定等相談センターを設置し、同年7月より相談業務を開始した。
- 平成28年5月、食品安全委員会で香料に関する食品健康影響評価指針が定められたことを受け、同月に香料の指定に関する指針を発出した。また、同年6月、食品添加物の指定等の手続に係る標準的事務処理期間を食品安全委員会から評価結果が通知された日から1年とする旨の通知を発出した。

今後の取組

- 今後とも、食品安全委員会の食品健康影響評価（注2）の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議を通じて食品添加物の指定を検討する。

（注2）平成28年12月末現在、アルミノケイ酸ナトリウム、プロピコナゾール等5品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問している。

都道府県等に対する要請

- 食品添加物の指定や指針等について、関係事業者等に周知をお願いする。
- 食品添加物の指定等に関して、要請に関する相談があった際には、食品添加物指定等相談センターを紹介願いたい。

イ 既存添加物の安全性及び使用実態の確認

従前の経緯

- 食品添加物の指定については、食品衛生法の平成7年改正を経て、平成8年5月より、従来、化学的合成品に限定されていた指定の対象を天然品にも拡大する（食品衛生法第10条）とともに、経過措置として既存添加物名簿に記載された添加物等を流通禁止の対象より除外した（食品衛生法平成7年改正附則第2条及び第3条）。その際の参議院厚生労働委員会及び衆議院厚生労働委員会の附帯決議（平成7年4月25日及び5月17日）は、既存の天然添加物について、速やかに安全性の見直しを行い、有害性が実証された場合には、使用禁止等の必要な措置を講じるよう、求めている。
- その後、食品衛生法の平成15年改正を経て、平成16年2月より、既存添加物名簿に記載された添加物について、次のいずれかに該当するときは、既存添加物名簿より消除することができることとされた（食品衛生法平成7年改正附則第2条の2及び第2条の3）。
 - ① 人の健康を損なうおそれがあると認めるとき
 - ② 現に販売の用に供されていないと認められるとき
- これらを踏まえ、既存添加物については、順次、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿より消除している。直近では、平成23年5月6日に使用実態が明らかでない既存添加物として55品目（スフィンゴ脂質及びタンニン（抽出物）は一部基原のみを消除、実質53品目）を既存添加物名簿から消除しており、平成28年12月末現在、既存添加物名簿に記載されている添加物は365品目である（注3）。

（注3）平成8年4月に既存添加物名簿に記載された添加物489品目のうち、既存添加物名簿より消除された添加物は、平成28年12月末現在、124品目。具体的には、①人の健康を損なうおそれがあるものとして、平成16年10月に1品目を、②使用実態を欠くものとして、平成17年2月に38品目、平成19年9月に32品目、平成23年5月に実質53品目を既存添加物名簿から消除した。
- また、平成8年度厚生科学研究「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、既存添加物のうち139品目は安全性の確認が必要とされた。平成28年12月末現在、134品目について安全性の確認を終了している（注4）。

(注4) 既存添加物名簿から削除された品目を除き、5品目が安全性の確認が未実施であり、今後確認を行っていく予定。

- あわせて、安全性及び品質を確保するため、既存添加物についても、成分規格を設定する作業を進めている(注5)。

(注5) 既存添加物については、平成11年4月に公示された第7版食品添加物公定書で60品目に係る60の成分規格を、平成19年8月に公示された第8版食品添加物公定書で61品目に係る63の成分規格を収載。現在、第9版食品添加物公定書の作成に向け、作業を進めているところ(後述)。

今後の取組

- 既存添加物の安全性の確認や成分規格の設定を引き続き進める。

ウ 第9版食品添加物公定書の作成

従前の経緯

- 第9版食品添加物公定書(注6)については、平成22年度に検討会を立ち上げ、平成26年2月に検討会報告書を取りまとめ、平成27年12月25日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会(以下、「部会」という。)において公定書案を報告した。その後、平成28年6月6日に食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼及び照会を行い、同月14日に結果が通知された。これを受けて、同年8月30日の部会で審議を行い、了承され、12月にパブコメ手続きを行った。

(注6) 食品添加物公定書とは、食品衛生法第11条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第19条第1項の規定により基準が定められた添加物につき、当該基準及び規格を収載するものとして、食品衛生法第21条に定められたものである。

今後の取組

- 食品衛生分科会における審議等を経て、必要な手続を進める。

都道府県等に対する要請

- 第9版食品添加物公定書の作成に伴い、新たに成分規格を収載された品目を製造する事業者にとっては、食品衛生法第48条に定められているとおり、施設毎に専任の食品衛生管理者を設置する等の対応が必要となることを周知願いたい。

エ 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施

従前の経緯

- 従来より、都道府県等の参画を得て、食品添加物の安全性の確保を通じた国民の健康の保護という観点から、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による食品添加物の一日摂取量実態調査を実施している。
- これまでの結果では、食品添加物の摂取量は、一日摂取許容量を大きく下回っており、問題がないものと認められる。

今後の取組

- 平成29年度も、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施する。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品添加物の一日摂取量実態調査に対する都道府県等の参画をお願いする。

(5) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策

従前の経緯

- フタル酸エステルのおもちゃに対する使用規制については、平成22年9月、規制対象となるフタル酸エステルの種類を拡大するなど、規格基準を強化し、同年11月にQ&Aを発出した。
器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しを行うため、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ジイソニル、フタル酸ジイソデシル及びフタル酸ジオクチルについて、平成21年12月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、平成28年7月26日には、6物質全ての評価結果が通知されている。
- 一部の食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、近年、極めて低い用量で影響を確認したとする動物実験の結果が国内外で報告されたことから、慎重を期するため、平成20年7月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果をもって、必要な対応を検討することとしている。あわせて、消費者に対しては、妊婦や乳幼児の保護者のための食生活や授乳に関するアドバイスを含め、正確な理解のためのQ&Aを適宜更新しながら、厚生労働省HPで公表している。
- 再生材料は流通・消費・回収等の履歴により、様々な化学物質等が付着・混入する可能性があり、これらの化学物質が再生材料を使用した器具・容器包装に残存して食品中

に移行する可能性についても留意する必要があることから、平成23年8月及び平成24年3月、器具・容器包装部会において、どのような規制を行うべきかについて議論を行った。その結果を受け、再生プラスチック及び再生紙の器具・容器包装への使用について、関係事業者がどのような配慮をするべきかについて平成24年4月にそれぞれガイドラインを通知した。なお、同ガイドラインに基づき個別の安全性について照会があり、食品安全委員会へ意見を聴いているところである。また再生紙を材料とする器具・容器包装のうち、水分又は油分で紙が浸される用途及び長時間の加熱を伴う用途については、再生紙の印刷インキ等に由来する化学物質が食品に移行する懸念があることから、平成25年3月に規格基準を設定した。

- 近年、ナノマテリアルの食品用器具・容器包装への使用が見られ、今後、ナノマテリアル含有製品の利用が広がることが考えられる。しかし、ナノマテリアルについては動物実験等のデータも少なく、人の健康への影響を予測するために必要十分なデータが得られていないため、ナノマテリアルに係るリスク管理の観点から、国際的な規制等の動向を把握しつつ、生体への影響や暴露などに関する情報等の基礎的なデータの収集を行っている。

今後の取組

- 器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しについては、食品安全委員会における評価結果と、現在、フタル酸エステルの暴露量を推定するために国立医薬品食品衛生研究所が行っている溶出試験結果を踏まえ、必要な対応を行うこととしている。
また、当該結果を踏まえて、おもちゃに関する追加規制の必要性の有無等についても検討する。
- ナノマテリアルを利用した消費者向け製品の利用が拡大されつつあることを踏まえ、収集した基礎データ等をもとにナノマテリアルの安全性対策及びリスク評価手法の基礎資料の作成を検討する。

都道府県等に対する要請

- 食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、厚生労働省HPに掲載されたQ&A等も活用しつつ、消費者に対する正確な情報の提供をお願いする。

(6) 健康食品の安全性確保

従前の経緯

- 平成20年7月、「健康食品」の安全性確保に関する検討会の報告書が取りまとめられ、一般に飲食の用に供されなかったものなど、様々な食品が「健康食品」として流通する中で、消費者に供給される「健康食品」の安全性の向上を図るため、次に掲げる取組が必要とされた。

- ① 製造段階における具体的な方策（原材料の安全性の確保、製造工程管理（GMP）による安全性の確保及びこれらの取組の実効性の確保）
 - ② 健康被害情報の収集・処理体制の強化
 - ③ 消費者に対する普及啓発
- 製造段階における具体的な方策としては、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」（平成17年2月1日付け食安発第021003号食品安全部長通知別添）により事業者による自主的な取組を推進しているところであり、事業者団体により当該通知を踏まえた認証が行われている。なお、当該認証は、事業者団体により設立された健康食品認証制度協議会により、適切な運用が行われている。
- 健康被害情報の収集・処理体制の強化については、厚生労働省において、入手した健康食品による健康被害事例を都道府県等を通じ消費者、事業者等関係団体に注意喚起、情報提供を行っている（最近の例では「平成28年9月27日付け米国のダイエタリーサプリメント「DHZC-2 Tabet」に関する情報提供について」（※）がある）。
- （※ 業として輸入販売している実績はなかったが、健康被害を未然に防止する目的から情報提供を行ったもの。）
- 引き続き、健康被害の重篤度、健康被害発生の可能性を考慮し、都道府県等と連携して消費者や事業者への注意喚起、情報提供を行っていくこととしている。
- また、都道府県等に対し、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」（平成14年10月4日付け医薬発第1004001号医薬局長通知別添）に基づき「健康食品」を原因とする健康被害事案を把握したときは、厚生労働省に報告するようお願いしている。
- 加えて、管内の健康食品の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄の保健所へ情報提供するよう要請すること、健康食品等による健康被害と疑われる情報が保健所に提供されるよう医療機関等関係機関と連携すること及び消費者行政機関との連携についてお願いしている。
- 消費者に対する普及啓発については、健康食品に関するリスクコミュニケーションを消費者庁とともに開催するとともに、パンフレット「健康食品の正しい利用法」、「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」を配布し対応を図っている。
- 「機能性表示食品制度」に関する対応について
- 規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）及び日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策として、昨年4月から「機能性表示食品制度」が開始され、消費者庁において、届出が受理されている。厚生労働省としても食品の安全性が確保されるよう、必要に応じ引き続き協力していくこととしている。

今後の取組

- 健康食品による健康被害事例について、引き続き、健康被害の重篤度、国民の健康被害発生の可能性を考慮し、都道府県等を通じ、消費者、事業者に対し積極的に注意喚起、情報提供を行う。その他、健康食品による健康被害が疑われる事例等が判明した場合は、必要に応じ新開発食品評価調査会等において審議を行う。
- 健康食品の安全性確保については、引き続き、事業者による自主的な取組の推進及びリスクコミュニケーションの取組等を通じた消費者への普及啓発等必要な対応を行っていく。
- 食品全般の取組として、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の改正を行い、食中毒の発生防止等食品の安全性の向上の観点からHACCPによる衛生管理を規定し普及、推進している。健康食品に関する取組としては、上記、平成17年に示した食品安全部長通知に基づき、事業者の自主的な管理を推奨しているが、今後、HACCPとの整合も検討しつつ、健康食品の安全性確保に努めていく。

都道府県等に対する要請

- 「健康食品」担当部局においては、上述の「健康被害防止対応要領」に基づき、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事案を早期に把握して迅速に厚生労働省に報告するよう、引き続きお願いする。
また、各種の機会を通じて管内の健康食品の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄の保健所へ情報提供するよう要請すること、健康食品等による健康被害と疑われる情報が保健所に提供されるよう医療機関等関係機関との連携及び消費者行政機関との連携についてよろしくお願いする。
- 健康食品の安全性確保に関する消費者への普及啓発に努めていただくとともに、健康食品による健康被害事例について、消費者、事業者に対し注意喚起、情報提供を引き続きお願いする。
- 昨年4月から開始された「機能性表示食品制度」に関する情報は、消費者庁のホームページに公開されることから、適宜、安全性確保に関する必要な情報を確認するなど、食品安全に関する監視業務の参考として活用していただきたい。また、食品表示担当との連携についてもよろしくお願いする。

(7) 遺伝子組換え食品等の安全性確保

従前の経緯

- 組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）については、食品衛生法第11条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号。以下「審査手続告示」という。）に従い、厚生労働大臣が定める安全性審査を経た旨を公表したものでなければ、我が国での流通は認められていない。
- 遺伝子組換え食品等の安全性審査は、個別の品種・品目ごとに行われている（平成28年12月末現在で安全性審査を経た旨を公表しているのは食品309品種、添加物25品目）。
- 遺伝子組換え食品等については、食品衛生法に基づき厚生労働省による安全性審査を経る必要があるが、平成23年11月以降、安全性審査を経していない添加物が市場に流通していた事例が数件みられた。諸外国と日本で評価や審査のあり方が異なっていることが一つの要因となっていたこと等から、同様の事例が起こらないよう、事業者等に対する周知徹底に努めてきたところである。
- この10年間の安全性審査で蓄積してきた知見を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の議論を経て、国による安全性審査の対象となる範囲を明確にするため、平成26年6月27日付けで規格基準告示及び審査手続告示の一部改正を行い、セルフクロニング及びナチュラルオカレンスについては安全性審査の対象としないこと、安全性の審査を経た旨の公表がされた品種同士の掛け合わせ品種のうち、代謝系に遺伝子組換えによる影響がない植物同士を掛け合わせた品種については、安全性審査を経た旨の公表がされたものと見なすこととした。
- また、現在、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物（高度精製添加物）のうち、一定の要件を満たすものについては、厚生労働省の届出のみで食品安全委員会への諮問を要しないものとする審査手続の見直しの作業を進めている。
- なお、微生物を利用して遺伝子組換え食品等を製造する場合には、規格基準告示の規定に基づく「組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準」（平成12年厚生省告示第234号）に従い、適合確認を受ける必要がある（平成28年12月末現在で製造基準への適合が確認されているのは1施設）。

今後の取組

- 今後も、厚生労働省としては、申請された遺伝子組換え食品等について安全性審査及

び製造基準の適合確認を行う。

都道府県等に対する要請

- 遺伝子組換え食品等については、原則として品目ごとに厚生労働省が行う安全性審査を経る必要があるため、事業者に対する周知徹底をお願いします。

- 国内の製造所について、遺伝子組換え食品等に係る適合確認がなされた場合、製造所を管轄する自治体に適合確認の申請書の写しを送付し、当該施設の監視を依頼するので、対応をお願いします。

4. その他

(1) カネミ油症対策

従前の経緯

- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられたところである。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき策定することとなっている「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」については、平成24年11月30日に告示され、この指針に基づき、平成25年6月21日に国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始し、その後毎年度調査を実施している。

今後の取組

- 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、必要な施策を実施していく。

※これまでの進捗状況

①健康実態調査の実施

平成25年度の調査協力者：1, 406名

平成26年度の調査協力者：1, 437名

平成27年度の調査協力者：1, 441名

平成28年度の調査協力者：1, 437名

②油症患者の認定範囲の拡大

平成24年12月3日に診断基準を改定。平成28年12月末までの認定患者数は2, 295人（うち同居家族認定は303人）

③三者協議の実施

平成28年7月2日（第8回）及び平成29年1月21日（第9回予定）に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者で、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

- 平成27年9月に法施行後3年を迎えたことから、法附則第2条の規定に基づく対応として、三者協議において、これまでの施策に加えて、
 - ①患者が油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実すること
 - ②効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進すること
 - ③都道府県に相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築すること
 - ④油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大を図ることの4つの支援措置を示したところであり、引き続き、施策の総合的な推進を図る。

都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠であり、また、患者の方々から予算成立後速やかに調査を実施するよう要請があり、平成29年度以降も協力をお願いする。
- 平成28年度の健康実態調査においても、平成27年度の健康実態調査と同様に、油症患者受療券が利用できる医療機関についての要望をとりまとめているところであり、その結果を踏まえ、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。
- 毎年度実施している油症検診の実施に際しては、油症患者の希望等を考慮することとし、検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるようお願いする。また、油症検診の周知について協力をお願いする。
- 患者から、居住地の移転や死亡に関する連絡を受けたときは、油症患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係自治体やカネミ倉庫等に提供するようお願いする。
- 各都道府県等における円滑な油症患者の認定手続き及び認定時の国への状況報告を引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続き、お願いする。
- 患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があり、平成28年度健康実態調査等事業から、相談支援に関する項目を実施要領に加えたところであるので、各都道府県においては、この事業を活用して相談支援員の設置を進め、従来の相談窓口や油症治療研究班に設置されている油症相談員との連携を図り、適切な相談対応をお願いする。

(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発第0027第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、「(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 平成27年1月、「平成26年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、「(公財)ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について要請した。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化等に伴う生活の場の確保に関連して、施設入所等に関する通知を再周知するため、平成28年9月16日付事務連絡「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」を発出した。

今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、「(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる5点をお願いする。
 - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的で開催すること。
 - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。

- ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。
- ⑤ 平成28年9月26日付事務連絡「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」において、取組の具体例を示した上で、積極的な行政協力の継続及び実際に支給決定等の事務を行う市町村への周知を依頼しており、引き続き、施設入所等の取組が促進されるよう、ひかり協会と連携して適切な対応を行うこと。

(3) 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している(食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条、第65条)。
※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
- 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
※ パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、メールで送付しているため、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

今後の取組

- 今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力に改めて御礼を申し上げます。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、お願いする。
厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

5. 水道行政について

(1) 適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定

従前の取組

- 水道施設については、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大するなか、人口減少や節水型社会の醸成により料金収入が減少していく見込みであり、必要な施設更新を見極めつつ、そのための財源を確保することが必要となっている。
- このため、中長期的な財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。
- 厚生労働省では、全国の水道事業者等において中長期的な視点に立った計画的な施設更新・財源確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成 21 年 7 月 7 日に公表した。また、平成 25 年 6 月にはアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを作成し全ての都道府県で簡易支援ツールに関する講習会等を実施するなど、水道事業者等のアセットマネジメントへの取組を支援してきている。
- これらの取組により、水道事業のアセットマネジメントの平成 27 年度実施率（実施中含む）は 7 割に至るが、一方で、アセットマネジメントの実施結果の活用率は 5 割程度と低い上、そもそも水道施設の適切な管理や計画的な更新等に有用な情報を保存するための台帳の整備率が 6 割程度に留まり、また、水道施設の現状を把握するための点検が十分実施されていない事業者が見られるなど、水道施設の適切な管理上の様々な課題が依然として見受けられる。
- 水道料金については、老朽化・耐震化費用の増大と人口減少に伴う水需要の減少とが相まって、将来水道事業の急速な経営状況の悪化が懸念されており、将来にわたり水道事業を持続可能なものとするためには、長期的な見通しに基づいて水道料金を設定することが必要となっている。
- しかしながら、約 5 割の上水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている一方、水道料金の値上げを行った水道事業者は、平成 22 年～平成 26 年の年平均で全体の約 4%にとどまっている。十分な更新費用等を水道料金原価に見積もっていない場合が多いと考えられ、このままでは、将来、急激な水道料金の引上げを招くおそれがある。

- これらの課題に関して、制度的対応についても検討するため、平成 27 年 9 月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成 28 年 3 月 2 日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長）を通知した。さらに、平成 28 年 3 月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成 28 年 11 月 22 日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」が取りまとめられた。

今後の取組

- 厚生労働省では、上記の水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書の提言を踏まえ、より一層の適切な資産管理の推進や、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定に資するよう、必要な制度的対応や支援方策について検討を進めている。
- 適切な資産管理の推進については、水道施設を適切に管理するための台帳の整備、施設の点検を含む維持・修繕を義務付けるとともに、中長期的な水道施設の更新需要・財政収支の見通しを試算し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定める、いわゆるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）により、計画的な施設更新に努めることを法律上位置づけることを検討している。
- 持続可能なサービスに見合う水道料金の設定については、水道が国民生活に欠くことのできないライフラインであることにかんがみ、「清浄にして豊富低廉」という文言は維持しつつ、将来にわたり、健全な経営の下で、安定的な水の供給が確保されるべきであることを水道法の体系において明確にすることや、持続可能な水道を保つための料金原価とするため「資産維持費」が計上されるべきことについて周知徹底を図ることを検討している。また、中長期的な更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合は、住民等に対してわかりやすい形で公表するよう努めなければならないことを法律上位置づけることを検討している。

都道府県等に対する要請

- 水道事業者等におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、水道事業の基盤の強化のために必要な対応をよろしく願います。また、都道府県におかれても、制度改正の動向を注視していただくとともに、管下の水道事業者等に対し下記の内容を周知し、指導・監督等の際の参考とされるようお願いする。
- 適切な資産管理の推進については、台帳について、今年度内を目途に必要な記載事項の概要を示す予定なので、ご承知おきいただくとともに、台帳が未整備又は整備不十分

の水道事業者においては、当該概要に沿って台帳整備を進められるようお願いする。

また、アセットマネジメントについても、引き続き、水道施設の更新需要及び財政収支の試算を進めるとともに、試算結果を施設の更新計画の策定等に活用いただけるようお願いする。また、更新需要等の試算を行った場合には、住民等に対して分かりやすい形で公表されるよう努められたい。

- 持続可能なサービスに見合う水道料金の設定に関しては、次の点をご確認いただき、必要に応じて、水道料金の見直しの検討に着手していただくようお願いする。
 - ・資産維持費を適切に盛り込んで算定した額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されているか（水道法施行規則第 12 条第 2 号）
 - ・供給単価が給水原価を下回らない等、財政の均衡が保たれるよう設定されているか（水道法施行規則第 12 条第 1 号）

（２）広域連携、官民連携の推進について

従前の経緯

ア. 広域連携・官民連携の推進

- 人口減少等による水需要の減少とそれに伴う給水収益の減少、水道事業に携わる職員数の減少など水道を取り巻く環境が厳しくなる中で、給水サービスの低下を招くことがないよう、将来にわたって健全な事業運営を持続するためには、広域連携や官民連携など地域の実状に応じた多様な形態の連携により、水道事業の基盤強化を図っていくことが必要である。
- 厚生労働省では、水道事業における多様な形態の連携を推進するため、広域連携の取組や官民連携の導入に関する手引きの作成等を通じた技術的支援を行うとともに、広域連携に伴う施設整備や官民連携の導入検討調査など水道事業の基盤強化に必要な経費に対して財政支援を行ってきた。

また、平成 22 年度より経済産業省と連携して「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地で年 4 回程度開催し、水道事業者等と民間事業者とのマッチングを狙いとして、官民連携に関する取組事例の紹介やグループディスカッションなどを実施しており、官民連携の促進を図っている。
- また、日本再興戦略においては、民間事業者の資金やノウハウを活用し包括的に実施する PFI 事業の一類型である公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入を促進するため、集中強化期間である平成 26 年度～平成 28 年度までの 3 年間での上水道の案件形成の目標が 6 件と定められたところである。コンセッション方式を推進する観点からも、水道事業の効率性を高める必要があるため、水道事業の広域連携を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討することとしている。

イ. 都道府県水道ビジョン策定の推進

- 都道府県には、個々の水道事業者等では解決が難しい課題や流域単位で連携すべき事項について、都道府県がその調整役を果たし、リーダーシップを発揮した助言等を積極的に行うことが重要である。また、将来の水道の理想像の実現に向け、管下の水道事業者等を牽引するためには、都道府県がビジョンを示して施策を推進することが必要である。
- このため、厚生労働省では、都道府県が「都道府県水道ビジョン」を、水道事業者等が「水道事業ビジョン」を作成することを推奨するとともに、両ビジョンを策定又は改定する際に参考となる手引きを作成・公表し、都道府県及び水道事業者等の取組を支援してきた。
- 加えて、制度的対応についても検討するため、平成27年9月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成28年3月2日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長）を通知した。さらに、平成28年3月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成28年11月22日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」が取りまとめられた。

今後の取組

- 厚生労働省では、上記の水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書の提言を踏まえ、より一層の広域連携や官民連携の推進に資するよう必要な制度的対応や支援方策について検討を進めている。
- 広域連携の推進については、都道府県に広域連携を推進する責務を追加するとともに、都道府県が主体となり、水道事業者等を構成員として、事業運営を適切かつ効率的に実施するための広域連携を推進する協議の場を設けることができることを法律上明確にすることや、国が定める水道事業の基盤強化を図るための基本方針に基づき、都道府県が水道事業の基盤強化に関する計画を策定できることとし、計画に基づく一定の事業に対して財政支援する枠組みについて検討を進めている。
- 官民連携の推進については、各水道事業者が、多様な選択肢の中から、各々の事業のあり方を踏まえた上で、適切なものを選択できるよう、必要となる情報や留意点を詳細に提供することとしている。
さらに、コンセッション方式について、具体的に導入を検討している地方公共団体もあることから、水道事業者等において現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全

性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を検討している。

都道府県等に対する要請

- 都道府県及び水道事業者等におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、水道事業の基盤の強化のために必要な対応をよろしく願います。
- 広域連携の推進については、都道府県において、平成 28 年 2 月 29 日の総務省通知「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」、平成 28 年 3 月 2 日の厚生労働省通知「水道事業の広域連携の推進について」及び「水道事業の基盤強化に向けた取組について」を踏まえ、引き続き広域連携に関する検討体制の構築を進めるようお願いする。また、水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書に示された水道事業基盤強化計画に定めることが考えられる事項も含め、広域的な見地から地域の水道の将来像を示す「都道府県水道ビジョン」の検討・策定に積極的に取り組まれるようお願いする。
- 官民連携の推進については、民間企業の技術・経営ノウハウ及び人材の活用により、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策であることから、水道事業者におかれては、各々の事業のあり方を踏まえた上で、多様な形態の官民連携の活用を一層検討されるよう取り組んでいただきたい。
また、水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は平成 29 年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、積極的な参加をお願いする。

(3) 水道事業者等への指導監督

従前の経緯及び今後の取組

- 厚生労働省では、平成 13 年度から、厚生労働大臣認可の水道事業者等を対象に、水道法第 39 条の規定に基づく立入検査を実施しており、水道技術管理者の従事・監督状況等の水道法に規定する事項の遵守状況や、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況等を確認している。
- 平成 27 年度は、52 の水道事業者等に対して立入検査を実施し、文書での指摘を延べ 53 件、口頭での指摘を延べ 131 件行った。今年度は、48 の水道事業者等に対して立入検査を実施する計画である。

- 立入検査の結果については、取りまとめの上、水道課ホームページで公表してきたが、昨年度より、指摘対象の水道事業者等の名称を併せて公表している。

都道府県等に対する要請

- 都道府県においても、上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いします。
- 国認可の水道事業者に対しては、今年度より、管路の経年化率、更新率等に課題のある事業者を中心に、立入検査を活用した指導・助言等を今年度より行っているところである。都道府県におかれても、管下水道事業者に対し、水道施設の更新等について、長期的視野に立って、更新需要等を把握した上で、財源確保を考慮しつつ計画的に行うよう、重点的な指導監督をお願いします。
- また、毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業者等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、研修資料を水道課ホームページに掲載しているため、管内水道事業者等に対する研修等に活用されたい。(今年度は、平成 28 年 11 月 2 日に実施。)

水道課ホームページ

「平成 28 年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142067.html>

(4) 水道水質管理

ア. 水道水質基準等の見直し

従前の経緯

- 平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づき、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。
- 最近の改正として、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価に基づき、平成 28 年 2 月 17 日に開催された第 17 回厚生科学審議会生活環境水道部会の下承を経て、対象農薬リスト掲載農薬類 6 物質、その他農薬類 5 物質、要検討項目 1 物質の目標値の変更を行った(同 4 月 1 日施行)。
- 検査法に関する最近の改正として、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(以下「検査方法告示」という。)に、国家計量標準にトレーサビリティが確保された標準原液に加え、標準液及び混合標準液についても一定の条件の下で国家計量標準にトレーサビリティが確保されたものの使用を認めるとともに、ホルムア

ルデヒドの検査方法に、「誘導体化—高速液体クロマトグラフ法」及び「誘導体化—液体クロマトグラフ—質量分析法」を追加する改正を行った（同 28 年 4 月 1 日施行）。

都道府県等に対する要請

- 水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、貴管下の水道事業者等に対し、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うよう周知指導方、特段のご配慮をお願いする。
- 要検討項目について検査を行った場合には、当該検査結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、厚生労働省において毎年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いする。

イ. 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

従前の経緯

- 水道水は飲用のみならず生活・都市機能維持のために使用されており、断水は市民生活に大きな影響を及ぼすことから、近年の水質事故の経験も踏まえ、水道事業者が断水による影響を考慮し、摂取制限を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、その考え方を取りまとめ、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年 3 月 31 日生食水発 0331 第 3 号）にて通知した。
- この通知における考え方は、突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について示している「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水道発第 1010001 を補完するものであり、変更するものでないことに留意が必要である。

都道府県等に対する要請

- 貴管下水道事業者等において水質異常時に摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、水質事故等に関する情報の提供を依頼している「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日健水発 1025 第 1 号）に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いする。

ウ. 適正な水質検査の確保について

従前の経緯

- 水道法第 20 条に基づく水質検査は、水道により供給される水が同法第 4 条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものであり、水道事業者自らが実施する場合も登録水質検査機関等に委託して実施する場合もその信頼性の確保が必要である。また、同法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により水質検査業務を実施する場合は、水質検査業務が適切に行われているか水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。
- このため厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成 28 年 12 月「水道事業における官民連携に関する手引き」にその委託やモニタリングにおける留意事項等を追記した。
- また、登録水質検査機関に関しては、平成 23 年に水質検査の委託契約手続きの適正化、委託先の検査機関の監督等に関して水道法施行規則を改正するとともに、平成 24 年 9 月に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。これらに基づき、登録水質検査機関においては、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、水質検査が適切に実施されているかについて日常の業務管理を行うことが重要である。

今後の取組

- 水道水質検査の信頼性確保及び検査精度向上を図るため、従前から実施している統一試料を用いた外部精度管理調査に加え、登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を平成 24 年度から実施しており、今後も引き続き実施する予定である。

都道府県等に対する要請

- 都道府県においては、管下の第三者委託により業務の委託を行う水道事業者等に対し、水質検査が適正に取扱いされているかを確認・指導するとともに、厚生労働省の取組を参考に水道事業者等が登録水質検査機関の業務の確認等に努めるよう指導する等、特段のご配慮をお願いする。

エ. 貯水槽水道について

従前の経緯

- 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道に係る事務については、以前は都道府県、保健所設置市及び特別区が行っていたが、平成 25 年 4 月 1 日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、簡易専用水道等に係る指導権限が都道府県から一般市に移譲されたところである。
- 平成 13 年の水道法改正により、水道事業者が定める供給規程に、貯水槽水道の設置者と水道事業者との責任を明確に定めることとされ、各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。
- 簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成 26 年度は 76.4 %であり、近年は 80 %弱で推移している。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 24.2 %であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 0.4 %であった。
- 小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10m³ 以下のもの）の検査受検状況は、平成 26 年度は 3.1 %であり、近年は 3 %前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、28.3 %であり、特に対策の充実が急務となっている。

都道府県等に対する要請

- 管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け健水発 0325 第 6 号、第 8 号）を発出し、都道府県に対し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、水道事業者に対し衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしている。都道府県及び市においては、水道事業者と連携しつつ、貯水槽水道の設置箇所の把握や設置者に対する指導等を推進するよう、引き続き特段の配慮をお願いする。
- また、都道府県においては、権限移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう、引き続きよろしく願います。

6. 生活衛生行政について

(1) 生活衛生関係営業等への対応について

ア 生活衛生同業組合の活動等について

従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 生衛法は、制定後、今年で 60 年を迎えるが、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成 23 年度より生活衛生課長通知を发出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成 26 年度より毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。
- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する周知広報の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位のご協力により、平成 28 年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き生衛組合への情報提供や周知広報へのご配慮をお願いする。

イ 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定について、平成 28 年度については、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改訂を平成 29 年 1 月 13 日開催の厚生科学審議会生活衛生適正化分科会において了承いただき、最終的な事務作業を行っている。

都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生活衛生同業組合に対する適切な指導方よろしく願います。

ウ テトラクロロエチレン溶剤対応ドライクリーニング機における活性炭吸着式排気回収装置未対応機器の確認・指導について

従前の経緯

- 「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」については、本年度の調査にご協力いただき、現在、調査結果を集計中である。

都道府県等に対する要請

- 本調査については、「都道府県、政令市及び特別区における指導等」として、調査目的をお示ししている中、テトラクロロエチレンの排気について、従業員やひいては近隣住民等の健康へ影響が懸念されることから、大気汚染防止法の規制にかかる機器設置者のみならず、未設置事業者に対し、排気回収装置の設置または内蔵型機器への更新について、更なる指導等をお願いする。
- なお、当該機器の設置については、国としても、租税特別措置にかかる公害防止用設備の特別償却制度について、平成 29 年 3 月末までの措置を平成 31 年 3 月末まで 2 年延長する方針となったところであり、未設置事業者に対する設備更新を促すとともに、併せて情報提供をお願いする。

エ 最低賃金の引き上げに向けた対応について

経緯及び都道府県等に対する要請

- 平成 28 年度の最低賃金改定において、全国加重平均額は前年度比 25 円増の 823 円と

された。特に宿泊業、飲食サービス業については、最低賃金引上げの影響を受けるとの指摘がされていることを踏まえ、営業許可や講習会等の機会において最低賃金に関する周知について協力をお願いする予定である。詳細については、後日連絡する。

(2) 火葬場における有害化学物質について

これまでの経緯及び対応状況

- 火葬場から排出される有害化学物質については、平成 12 年 3 月に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」がとりまとめられ、都道府県知事等に対して、当該指針も参考としつつ、域内の火葬場経営者等への適切な指導をお願いしているところである。
- また、平成 20 年度及び 21 年度厚生労働科学研究費補助金により「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する研究」が実施され、報告書がとりまとめられた。当該報告書においては、火葬場から排出される有害化学物質の実態、炉の構造や維持管理と排出量の関係等についての調査結果とともに、具体的な排出抑制対策及び灰の処理方法等が提言されている。
- 平成 22 年 7 月「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書の送付について（平成 22 年 7 月 29 日健衛 0729 第 1 号）」において、当該報告書を周知するとともに、「火葬場から排出される灰の処理に当たっては、当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害化学物質が多く含まれる場合は、熔融処理や不溶化処理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要がある」と留意事項を示し、都道府県知事等に対して、域内の火葬場経営者等への適切な指導をお願いしているところである。

都道府県等に対する要請

- 域内の火葬場経営者等の関係者に対して、引き続き、当該通知等を参考としつつ、火葬場における有害化学物質の排出抑制対策を推進していただくよう、適切な指導をお願いする。
- なお、指導に当たっては、関連する知見を有する環境部局等関係する部局と緊密な連携を図っていただくようお願いする。